

**銚田市第3期障害者基本計画
銚田市第4期障害福祉計画**

平成27年3月

銚 田 市

はじめに

銚田市では、平成24年度から平成26年度の3ヶ年を計画期間とした「銚田市第2期障がい者基本計画・銚田市第3期障がい福祉計画」を平成24年3月に策定しました。

その計画に基づき、障害のある方の福祉施策として、保健・医療・福祉の充実や就労・生活環境の整備等に総合的・計画的に取り組むとともに、障害福祉サービスにかかる数値目標を設定し、事業量の確保、提供体制づくりを推進してきたところです。



このたび、これらの計画期間が満了すること、近年の社会情勢の変化により、障害福祉施策に対する意識やニーズも多様化していること、また「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、各種施策の拡充等が図られていること等から、更なる障害福祉施策の充実を図るため、「銚田市第3期障害者基本計画・銚田市第4期障害福祉計画」を策定いたしました。

この計画の推進にあたっては、国、県、市の行政機関、福祉団体及び事業所等が連携し、施策の充実に努めることはもとより、お互いの人格や個性を尊重し、ともに支えあうことができる社会の構築が求められております。

そのためには、市民の皆様のご理解、お力添えが必要となりますので、より一層のご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査、パブリックコメント等において、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、専門的な立場からご助言をいただきました銚田市地域自立支援協議会の委員の皆様等関係各位に、深く感謝申し上げます。

平成27年3月

銚田市長 鬼 沢 保 平

目 次

第1章 計画のあらまし

1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	4
3 計画の位置づけ	7
4 計画の期間	8

第2章 銚田市の障害者をめぐる状況

1 銚田市の障害者福祉の状況	11
(1) 身体障害者手帳交付の状況	11
(2) 療育手帳交付の状況	14
(3) 精神障害者保健福祉手帳等交付の状況	16
(4) 事業所の状況	18
(5) 障害支援区分認定の状況	19
(6) 障害福祉サービス別の受給状況	20
(7) 地域生活支援事業の状況	21
2 第3期障害福祉計画の進捗状況	22
(1) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標	22
(2) 入院中の退院可能な精神障害者の地域生活への移行	23
(3) 福祉施設から一般就労への移行	23
3 第3期計画における障害福祉サービスの目標値と実績値	24
(1) 訪問系サービス	24
(2) 日中活動系サービス	25
(3) 居住系サービス	26
(4) 相談支援	26
(5) 地域生活支援事業	27
4 障害福祉に関するアンケート結果の概要	29
(1) 調査設計	29
(2) 回収状況	29
(3) 調査結果のまとめ	30
5 第3期障害者基本計画及び第4期障害福祉計画に向けた課題	45

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	49
2 計画の基本目標	49
3 施策の体系	51

第4章 施策の展開

1 心のバリアをなくすために	55
(1) 啓発・広報活動の推進	55
(2) 差別の解消と権利擁護の推進	56
(3) ボランティア活動の推進	57
2 とともに生活できる安心な社会を実現するために	58
(1) 相談支援体制の充実	58
(2) 障害福祉サービスの充実	59
(3) 地域生活支援事業の充実	60
(4) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進	61
3 人にやさしいまちづくりを進めるために	62
(1) 生活環境の整備	62
(2) 防災、防犯体制の整備	63
(3) 行政サービス等における配慮の推進	64
4 個性に応じた療育・保育・教育を進めるために	65
(1) 療育・保育体制の充実	65
(2) 教育の推進	66
5 自立や社会参加を進めるために	67
(1) 就労の支援	67
(2) 経済的自立の支援	68
6 健やかに暮らすために	69
(1) 障害の早期発見、早期療育の推進	69
(2) 障害者の健康づくり	70
(3) 精神保健施策の充実	71
7 情報のバリアをなくすために	72
(1) 情報提供の充実	72
(2) コミュニケーション支援体制の充実	73

第5章 サービス等の見込量と確保の方策

1 平成29年度に向けた目標の設定	77
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	77

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行	78
(3) 地域生活支援拠点等の整備	78
(4) 福祉施設から一般就労への移行	79
2 障害福祉サービスの体系	80
3 訪問系サービスの見込量と確保の方策	81
4 日中活動系サービスの見込量と確保の方策	83
5 居住系サービスの見込量と確保の方策	91
6 相談支援サービスの見込量と確保の方策	93
7 地域生活支援事業の見込量と確保の方策	95
8 障害児支援サービスの見込量と確保の方策	100

第6章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制	105
2 計画の進捗管理体制	106

資料編

1 用語解説	
--------------	--

第 1 章

計画のあらまし

1 計画策定の趣旨

市町村の障害者に関わる施策について定める計画は、障害者基本法に基づき、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画として策定する『市町村障害者基本計画』と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害福祉サービス等の確保に関する計画として策定する『市町村障害福祉計画』があります。障害者基本計画と障害福祉計画は、調和が保たれたものでなければなりません。

『銚田市障害者基本計画』は、本市に住む障害のある人のための施策に関する基本的な計画としての『市町村障害者計画』です。

また、「銚田市障害福祉計画」は、本市における障害福祉サービス等の確保に関する計画としての『市町村障害福祉計画』にあたります。

■市町村障害者計画（障害者基本法第11条第3項）

『市町村障害者計画』は、障害者基本法に基づいて、政府が障害者の福祉及び障害の予防に関するさまざまな施策を総合的に推進するための基本計画として定めたものである『障害者基本計画』に準じて、市町村における障害者の状況等を踏まえた、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画となっています。

■市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条）

『市町村障害福祉計画』は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、策定を義務づけられています。

『市町村障害福祉計画』は、地域のニーズに応じた障害福祉サービス等の必要量を的確に見込み、必要な費用を確保することを目的として、地域生活支援事業の実施に関する事項、その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関して必要な事項を定めたものです。

2 計画策定の背景

我が国の障害者施策は、昭和56年の「完全参加と平等」をテーマとする『国際障害者年』を契機として、障害者の自立と社会参加を促進するための新たな制度的な取り組みが行われています。

① 国における動き

■ 『措置制度』から『支援費制度』への転換

平成12年度からの社会福祉基礎構造改革の一環として『身体障害者福祉法』等が改正され、平成15年4月には、障害者の福祉サービス内容及びサービスを行う事業者や施設を県や市町村が決定する「措置制度」から、障害者自身が希望するサービス及びサービス提供事業者や施設を選択し、契約に基づいてサービスを利用する「支援費制度」へ、制度の大幅な転換が行われました。

■ 『障害者自立支援法』の施行

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、『障害者自立支援法』が平成18年4月（一部は10月）から施行されました。しかし、障害者自立支援法は、利用者負担において定率負担が発生する応益負担方式が導入されたことなど、当初から問題点が指摘されており、施行後もさまざまな制度の変更や激変緩和策が行われてきました。

そのような新たな制度の創設に向けた検討を進めていく中で、平成22年12月に、新法実施までの対応として、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」いわゆる改正障害者自立支援法（整備法）が公布され、利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化、地域での自立生活支援の充実が示されました。

■ 『障害者権利条約』の締結に向けて

国では、平成19年9月に『障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という）』に署名しました。この条約は、すべての人に保障されている普遍的な人権を障害があるために行使できない現実があることを認め、その不平等な状況を解消するための新しい考え方や制度のあり方を人権として定めたものです。

障害者権利条約の締結に先立ち、平成22年1月より『障がい者制度改革推

進会議』において、障害者基本法の改正、障害者総合福祉法の制定、障害者差別禁止法の制定等の制度改革に向けた検討が進められました。

■『障害者基本法』の改正

平成23年8月には、障害者基本法が改正され、目的規定や障害者の定義が見直されるとともに、地域社会における共生等の新たな視点が盛り込まれました。

■『障害者虐待防止法』の施行

平成24年10月には、『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という）が施行され、障害者に対する虐待の禁止や防止などに関する施策を行うこととなり、家庭や施設、職場などでの虐待防止や早期発見により、障害者の人権を守っていくことが明文化されました。

■新たな『障害者基本計画（第3次）』のスタート

平成25年9月に、平成25年度から平成29年度までの約5年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めた『障害者基本計画（第3次）』がスタートしました。

新たな障害者基本計画では、根拠法である障害者基本法の改正を踏まえ、障害者施策の基本原則等を見直すとともに、新たな分野として「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」が追加されました。

■『障害者総合支援法』の施行

平成25年4月、障害者自立支援法は、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）』として改正施行されました。

同法では、平成25年4月1日から障害者の定義に「難病」等を追加し、平成26年4月1日からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されていますが、施行後3年を目途として内容の検討を行うことが予定されています。

■『障害者優先調達推進法』の施行

平成25年4月から、『国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「障害者優先調達推進法」という）』が施行され、国、都道府県、市町村等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進などに

関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図っています。

■『障害者差別解消法』の制定と『障害者雇用促進法』の改正

平成25年6月、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という）』が制定されるとともに、『障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という）』が改正されました。

障害者差別解消法では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関、地方公共団体等と民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めており、一部を除いて平成28年4月1日から施行されることになっています。また、障害者雇用促進法の改正では、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることで精神障害者の雇用を義務付けること等が盛り込まれました。

■『障害者権利条約』への批准

一連の制度改革（障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正）を経て、平成26年1月、障害者権利条約が正式に批准されました。

② 茨城県における動き

茨城県では、平成15年3月に「いばらき障害者いきいきプラン」を策定し、障害者施策を総合的に推進してきました。また、平成18年3月には、サービス提供体制に関して計画的な整備を進めるために「茨城県障害福祉計画」を策定しました。

その後、平成24年3月には、より障害者のニーズに合った施策が総合的に実施できるよう「いばらき障害者いきいきプラン」と「茨城県障害福祉計画」を統合し、新たに平成24年度から平成29年度までの6年間を計画期間とする「新しいばらき障害者プラン」を策定しました。「新しいばらき障害者プラン」については、第3期障害福祉計画部分の改定にあわせ、平成26年度に見直しが行われています。

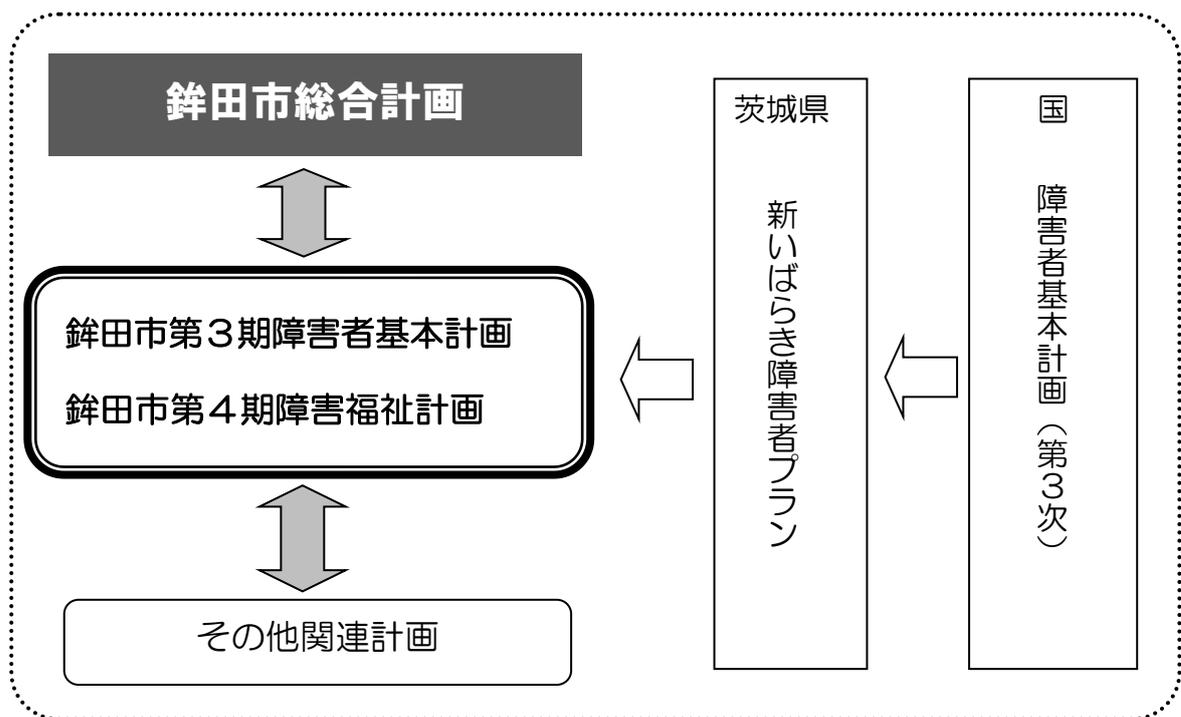
3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項による規定（市町村障害者計画）、及び障害者総合支援法第88条による規定（市町村障害福祉計画）に基づき策定するものです。

銚田市総合計画を上位計画としたうえで、障害者の福祉・保健・医療・雇用・教育・まちづくり等の分野と連携した、地域社会の課題解決に向けた計画として策定しています。

また、国の『障害者基本計画（第3次）』と『新しいばらき障害者プラン』との整合性を図った計画とします。

図表1-1 銚田市障害者基本計画・銚田市障害福祉計画の位置づけ



4 計画の期間

「第3期銚田市障害者基本計画」の期間については、3年間とします。

「第4期銚田市障害福祉計画」の期間についても、厚生労働省が示す基本指針の定めるところにより、第3期計画が平成26年度で終了することから、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

なお、策定後の制度改正、福祉・保健・医療等の社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

図表1-2 銚田市障害者基本計画・銚田市障害福祉計画の期間

年度	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年
障害者 基本計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画		
障害 福祉計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画		

第 2 章

鉾田市の障害者をめぐる状況

1 銚田市の障害者福祉の状況

(1) 身体障害者手帳交付の状況

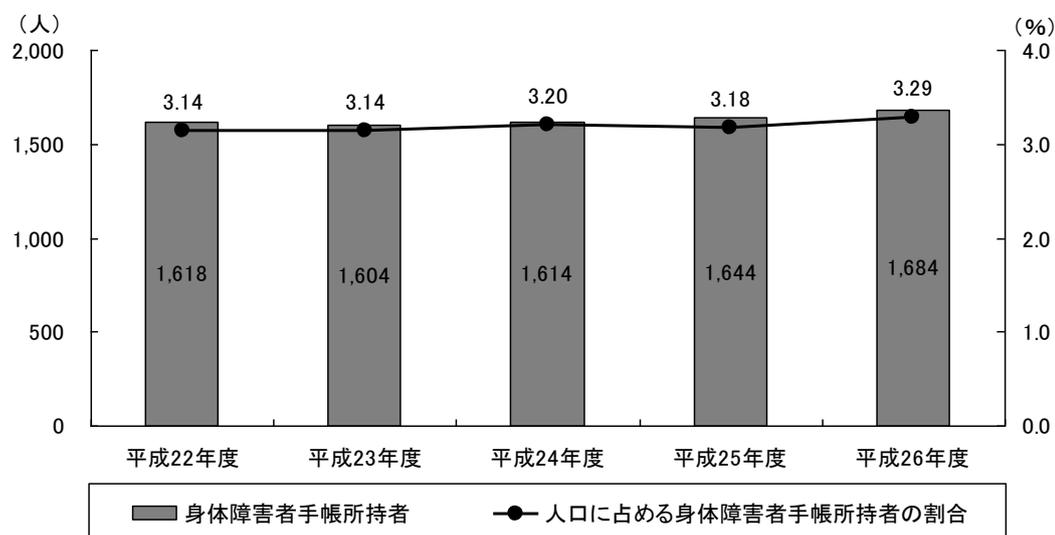
身体障害者手帳を所持している人の数は、平成24年度以降増加傾向に転じ、平成26年度には1,684人となっています。総人口に占める割合についても、微増の傾向を示しています。

図表2-1 身体障害者手帳所持者数

(各年度4月1日現在)

年 度	人口（人）	所持者数（人）	割合（％）
平成22年度	51,463	1,618	3.14
平成23年度	51,011	1,604	3.14
平成24年度	50,362	1,614	3.20
平成25年度	51,778	1,644	3.18
平成26年度	51,192	1,684	3.29

図表2-2 身体障害者手帳所持者の推移



障害種別では「肢体不自由」が921人と最も多く、全体の54.7%を占めます。また、等級別では「1級」が565人で全体の33.6%を占め、「2級」の277人(全体の16.4%)と合わせると、842人で全体の50.0%となっております。

図表2-3 身体障害者手帳所持者の総合等級から見た障害種別状況

(平成26年4月1日現在) 単位：人

種別 等級	視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部 障害	合計
1級	49	5	0	194	317	565
2級	30	37	0	204	6	277
3級	9	26	8	168	93	304
4級	9	25	5	242	86	367
5級	11	0	0	74	1	86
6級	7	39	0	39	0	85
合計	115	132	13	921	503	1,684

第2章 銚田市の障害者をめぐる状況

性別でみると、障害児では男児が16人、女児が12人、障害者では、男性が859人、女性が797人といずれも男性が女性を上回っています。

年代別にみると、65歳以上の所持者は1,098人で障害者全体の65.2%を占めています。また、障害児は全体の1.6%となっています。

図表2-4 身体障害者手帳所持者の男女・年代別状況

(平成26年4月1日現在) 単位：人

年齢		性別		合計
		男	女	
	0～4歳	2	3	5
	5～9歳	4	5	9
	10～14歳	4	2	6
	15～17歳	4	2	8
障害児数		16	12	28
	18～19歳	1	3	4
	20～29歳	18	10	28
	30～39歳	25	28	53
	40～49歳	51	29	80
	50～59歳	129	70	199
	60～64歳	122	72	194
	65歳以上	513	585	1,098
障害者数		859	797	1,656
合計		875	809	1,684

(2) 療育手帳交付の状況

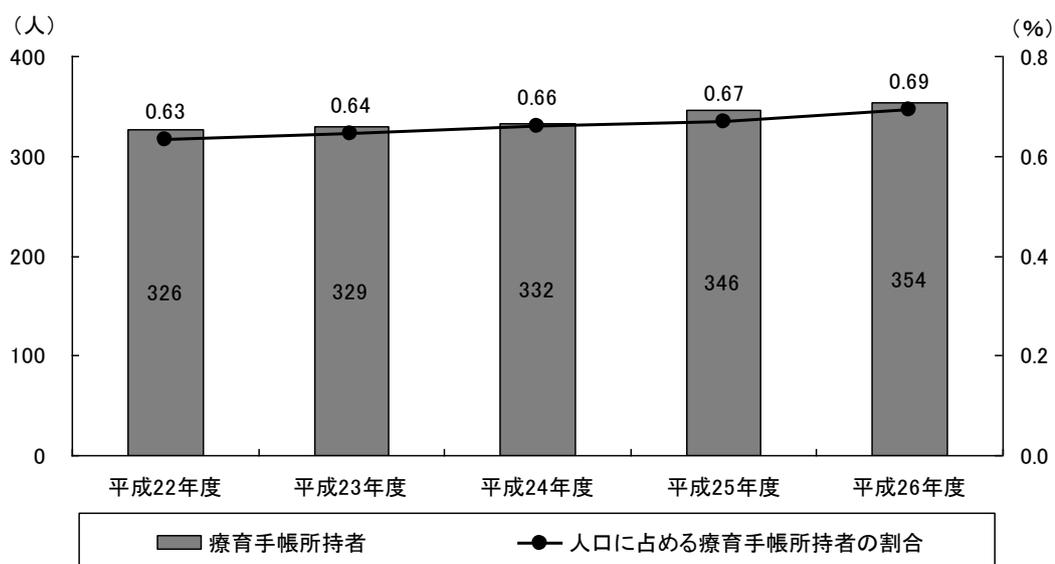
療育手帳を所持している人の数は、平成22年度以降増加を続けており、平成26年度には354人となっています。同様に、人口に占める割合も過去5年間は微増で推移しています。

図表2-5 療育手帳の所持者数

(各年度4月1日現在)

年度	人口(人)	所持者数(人)	割合(%)
平成22年度	51,463	326	0.63
平成23年度	51,011	329	0.64
平成24年度	50,362	332	0.66
平成25年度	51,778	346	0.67
平成26年度	51,192	354	0.69

図表2-6 療育手帳所持者の推移



第2章 銚田市の障害者をめぐる状況

性別で見ると、障害児・障害者のいずれも男性が女性を上回り、全体の61.0%を占めています。年代で見ると、障害児が全体の16.7%に上っています。最も多い年代は20～29歳代で、全体の23.4%を占めています。

程度区分をみると「A」が最も多く、全体の30.2%を占めています。

図表2-7 療育手帳所持者の男女・年代別状況

(平成26年4月1日現在) 単位：人

年齢		性別	男	女	合計
障害児数	0～6歳		8	1	9
	7～9歳		5	5	10
	10～14歳		13	4	17
	15～17歳		13	10	23
障害児数			39	20	59
障害者数	18～19歳		6	4	10
	20～29歳		53	30	83
	30～39歳		33	26	59
	40～49歳		30	19	49
	50～59歳		28	21	49
	60～64歳		14	11	25
	65歳以上		13	7	20
障害者数			177	118	295
合計			216	138	354

図表2-8 療育手帳所持者の程度区分状況

(平成26年4月1日現在) 単位：人

年齢		等級	㊤	A	B	C	合計
障害児数	0～9歳		1	7	4	7	19
	10～14歳		2	8	1	6	17
	15～17歳		4	5	7	7	23
障害児数			7	20	12	20	59
障害者数	18～39歳		29	36	44	43	152
	40～64歳		33	37	38	15	123
	65歳以上		2	14	4	0	20
障害者数			64	87	86	58	295
合計			71	107	98	78	354

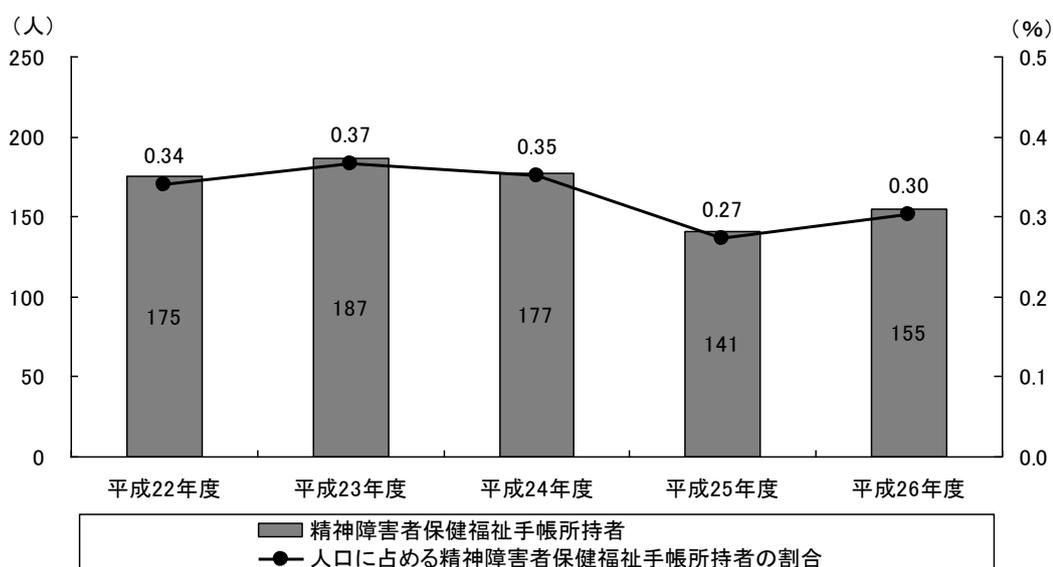
(3) 精神障害者保健福祉手帳等交付の状況

精神障害者保健福祉手帳を所持している人の数は、最も人数が多くなった平成23年度の187人から、平成25年度には141人と若干減少しました。しかし、平成26年度は155人と再び増加傾向に転じています。また、自立支援医療（精神通院医療）支給決定者数についても、手帳所持者数と同様に、平成25年度は減少しましたが、平成26年度には再び400人を超え、増加傾向となっています。

図表2-9 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）支給決定者数
(各年度4月1日現在)

年度	人口（人）	所持者数（人）	割合（％）	自立支援医療 （精神通院医療） 支給決定者数（人）	割合（％）
平成22年度	51,463	175	0.34	391	0.76
平成23年度	51,011	187	0.37	414	0.81
平成24年度	50,362	177	0.35	414	0.82
平成25年度	51,778	141	0.27	368	0.71
平成26年度	51,192	155	0.30	401	0.78

図表2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



第2章 銚田市の障害者をめぐる状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者数を疾病別にみると、平成26年度では、統合失調症が196人で最も多く、全体の48.8%を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、やや減少傾向となっています。

図表2-11 自立支援医療（精神通院医療）受給者の疾病状況

（各年度4月1日現在）単位：人

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
症状性を含む器質性精神障害（認知症等）	10	16	17	14	16
中毒性精神障害（アルコール依存、薬物依存等）	10	10	7	7	8
統合失調症	197	206	207	183	196
気分障害（うつ病、躁病等）	80	86	88	83	91
てんかん	47	50	51	41	42
神経症、ストレス関連障害	10	12	12	19	21
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	1	1	1	1	1
成人の人格及び行動の障害	5	3	2	2	2
精神遅滞	16	15	13	8	10
心理的発達の障害	7	10	9	7	9
小児期及び青年期の行動及び情緒の障害	8	5	7	3	5
その他	0	0	0	0	0
合計	391	414	414	368	401

図表2-12 精神障害者保健福祉手帳所持者の程度区分状況

（平成26年4月1日現在）単位：人

区分	1級	2級	3級	合計
平成22年	41	103	31	175
平成23年	38	108	41	187
平成24年	34	103	40	177
平成25年	29	83	29	141
平成26年	28	95	32	155

(4) 事業所の状況

訪問系サービスの事業所数は11か所、日中活動系サービスの事業所数は15か所、居住系サービスの事業所数は4か所、相談支援事業所は3か所となっています。

図表2-13 訪問系サービスの状況

(平成26年4月1日現在)

	施設種別	箇所数
障害者総合 支援法に基づく 訪問系サービス	居宅介護	4
	重度訪問介護	4
	行動援護	2
	同行援護	1
	重度包括支援	0
	合計	11

図表2-14 日中活動系サービスの状況

(平成26年4月1日現在)

	施設種別	箇所数
障害者総合支援法、児童福祉法に基づく 日中活動系サービス	短期入所	2
	生活介護	4
	療養介護	0
	自立訓練（機能訓練）	0
	自立訓練（生活訓練）	0
	就労移行支援※	3
	就労継続支援（A型）	0
	就労継続支援（B型）※	3
	児童発達支援	2
	放課後等デイサービス	1
	合計	15

※休止事業所1か所を含む。

第2章 銚田市の障害者をめぐる状況

図表2-15 居住系サービスの状況

(平成26年4月1日現在)

	施設種別	箇所数
障害者総合 支援法に基づく 居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	2
	施設入所支援	2
	合計	4

図表2-16 相談系サービスの状況

(平成26年4月1日現在)

	施設種別	箇所数
障害者総合 支援法に基づく 相談系サービス	相談支援事業所	3
	合計	3

(5) 障害支援区分認定の状況

平成26年度の認定状況は次のとおりです。

図表2-17 平成26年度障害支援区分の認定状況

単位：人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	非該当	合計
身体障害	3	14	8	8	10	32	0	75
知的障害	4	10	15	31	44	27	0	131
精神障害	9	14	22	2	1	0	0	48
合計	16	38	45	41	55	59	0	254

(6) 障害福祉サービス別の受給状況

障害福祉サービス別の平成26年4月の支給決定者数及び受給者数は次のとおりです。受給率は、81.9%となっています。

図表2-18 障害福祉サービス別支給決定者・受給者数

単位：人

サービス機能	サービス種類	平成26年4月	
		支給決定者数	受給者数
訪問系サービス	居宅介護	49	41
	重度訪問介護	2	4
	行動援護	1	1
	同行援護	7	2
	重度包括支援	0	0
	小計	59	48
日中活動系サービス	短期入所	70	15
	生活介護	146	132
	療養介護	4	4
	自立訓練（機能訓練）	0	0
	自立訓練（生活訓練）	1	0
	就労移行支援	46	37
	就労継続支援（A型）	1	1
	就労継続支援（B型）	52	43
	児童発達支援	11	10
	放課後等デイサービス	23	12
	小計	354	254
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	68	64
	施設入所支援	99	99
	福祉ホーム	0	0
	小計	167	163
相談系サービス	指定特定相談支援事業所	56	56
	指定障害児相談支援事業所	0	0
	小計	56	56
合計		636	521

(7) 地域生活支援事業の状況

平成25年度の地域生活支援事業の実績は以下のとおりです。

図表2-19 地域生活支援事業の状況

	事業種別	利用・整備の実績
地域生活支援事業	成年後見制度利用支援事業	3件
	コミュニケーション支援事業	15回
	日常生活用具給付等事業	795件
	移動支援事業	487時間
	地域活動支援センター	3か所
	日中一時支援事業	1,242回

2 第3期障害福祉計画の進捗状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

【国の方針】

- 平成26年度までに、平成17年10月1日時点の施設入所者の1割以上が地域生活に移行すること。
- 平成26年度末時点の施設入所者数を7%以上削減すること。

【第3期計画での数値目標と実績見込み】

図表2-20 施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標と実績見込

		第3期計画 数値目標	平成26年度 実績見込	考え方
①計画当初の入所者数	A	97	97	平成17年10月1日の施設入所者数
②目標年度入所者数	B	87	97	平成26年度末時点の利用人員
③増減見込み	A-B	10	0	差引減少見込み数
地域生活への移行者目標数		10	3	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した者の数

【目標達成のための今後の課題】

障害者が入所施設から地域に移行し、安心した生活を送るためには、日常生活を送る上で必要な生活能力や生活基盤を整えるための支援を強化することが重要です。

また、障害のある方の状況に応じた日中活動が可能となる場所や居住のためのグループホームの確保、既存住宅の改修等が必要です。

(2) 入院中の退院可能な精神障害者の地域生活への移行

【国の方針】

- 平成 26 年度までに、入院中の退院可能な精神障害者を削減すること。

【第3期計画での数値目標と実績見込み】

図表2-21 退院可能な精神障害者の地域生活への移行に関する数値目標と実績見込

	第3期計画 数値目標	考え方
現在の退院可能精神障害者数	9	平成 17 年 10 月 1 日の退院可能精神障害者数
退院者数	-	上記のうち、平成 26 年度末退院見込

【目標達成のための今後の課題】

退院見込み者を把握することが困難でしたが、退院可能な精神障害者が、地域へ移行し生活を送ることができるよう、茨城県及び医療・保健・福祉等の関係機関が連携し、支援体制を整え、継続して地域生活を送ることができるよう体制強化に努めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

【国の方針】

- 平成 26 年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を、平成 17 年度実績の 4 倍以上とすること。

【第3期計画での数値目標と実績見込み】

図表2-22 福祉施設から一般就労への移行に関する数値目標と実績見込

	第3期計画 数値目標	平成 26 年度 実績見込み	考え方
平成 17 年度の一般就労移行者数	0	0	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の年間一般就労移行者数	4	1	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

【目標達成のための今後の課題】

就労を促進するため、ハローワーク、事業所、障害者就業・生活支援センター等、関係機関との連携を強化し、ジョブコーチの派遣等の活用をしてまいります。

3 第3期計画における障害福祉サービスの目標値と実績値

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、平成24年度に実績時間数が目標値を下回りましたが、平成25年度以降は、ほぼ目標値のとおり推移しています。

第4期計画の検討においては、こうした利用動向を踏まえながら、平成29年度の最終年度までの今後の地域生活の移行者数を見極めた目標設定を行い、引き続き必要なサービス提供基盤の整備に取り組んでいく必要があります。

図表2-23 訪問系サービスの目標値と実績値

(各年度10月分)

サービス 区分		平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		第4期 目標値	実績値	達成率 (%)	第4期 目標値	実績値	達成率 (%)	第4期 目標値	実績値	達成率 (%)
訪問系 サービス	時間/月	1,061	958	90.3	1,089	1,086	99.7	1,166	1,207	103.5
(実利用人数)	人/月	47	50	106.4	49	46	99.7	49	47	95.9

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、就労継続支援（B型）と就労移行支援の実績値が計画値を大きく上回る結果となっています。また、生活介護や就労継続支援（A型）、療養介護は、おおむね目標値に近い推移となっていますが、自立訓練（機能訓練・生活訓練）や短期入所については、目標値と実績値の開きが大きくなっています。

第4期計画でも、日中活動系サービスの需要が引き続き高いことを考慮しながら目標設定を行う必要があります。

図表2-24 日中活動系サービスの目標値と実績

(各年度10月分)

サービス区分	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		第4期目標値	実績値	達成率(%)	第4期目標値	実績値	達成率(%)	第4期目標値	実績値	達成率(%)
①生活介護	人日/月	2,388	2,552	106.9	2,487	2,724	109.5	2,587	2,847	110.1
(実利用人数)	人/月	120	116	96.7	125	125	100.0	130	132	101.5
②自立訓練 (機能訓練)	人日/月	20	0	0.0	20	0	0.0	20	7	35.0
(実利用人数)	人/月	1	0	0.0	1	0	0.0	1	1	100.0
③自立訓練 (生活訓練)	人日/月	66	97	166.7	66	23	33.3	66	0	0.0
(実利用人数)	人/月	3	5	147.0	3	1	34.8	3	0	0.0
④就労移行 支援	人日/月	420	644	153.3	460	702	152.6	500	664	132.8
(実利用人数)	人/月	21	33	157.1	23	36	156.5	25	32	128.0
⑤就労継続 支援(A型)	人日/月	23	45	195.7	23	22	95.7	23	23	100.0
(実利用人数)	人/月	1	2	200.0	1	1	100.0	1	1	100.0
⑥就労継続 支援(B型)	人日/月	456	663	145.4	475	836	176.0	494	974	197.2
(実利用人数)	人/月	24	32	133.3	25	40	160.0	26	47	180.8
⑦療養介護	人日/月	88	116	131.8	88	124	140.9	88	124	140.9
(実利用人数)	人/月	4	4	100.0	4	4	100.0	4	4	100.0
⑧短期入所	人日/月	222	218	98.2	245	198	80.8	257	128	49.8
(実利用人数)	人/月	19	17	89.5	21	16	76.2	22	16	72.7

(3) 居住系サービス

居住系サービスでは、いずれのサービスでも利用人数が目標値を上回っています。

第4期計画でも、同様に居住系サービスの利用ニーズが高まることを考慮しつつ、国の指針に基づく地域生活移行者数の目標値を踏まえ、見込量の設定を行う必要があります。

図表2-25 居住系サービスの目標値と実績値

(各年度10月分) 単位：人/月

サービス区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	第4期 目標値	実績値	達成率 (%)	第4期 目標値	実績値	達成率 (%)	第4期 目標値	実績値	達成率 (%)
①共同生活援助	45	48	106.7	51	57	111.8	57	62	108.8
②施設入所支援	93	95	102.2	91	96	105.5	89	96	107.8

(4) 相談支援

計画相談支援では、障害福祉サービス等を利用する全ての方がサービス等利用計画を作成する必要があるため、高い目標値を設定していましたが、達成率は思うように伸びていない状況です。また、地域移行支援と地域定着支援については、第3期計画期間中の利用はありませんでした。

図表2-26 相談支援の目標値と実績値

(各年度10月分) 単位：人/月

サービス区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
	第4期 目標値	実績値	達成率 (%)	第4期 目標値	実績値	達成率 (%)	第4期 目標値	実績値	達成率 (%)
①計画相談支援	180	22	12.2	240	42	17.5	300	200	66.7
②地域移行支援	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0
③地域定着支援	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業では、排泄管理支援用具（ストマ等）の給付が多く、微増傾向にあります。

図表2-27 相談支援事業等の目標値と実績値

単位：か所

サービス区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
【目標値】実施見込箇所数	2	2	2
【実績値】実施箇所数	2	2	2
達成率（%）	2	2	2

図表2-28 コミュニケーション支援事業の目標値と実績値

単位：人／年

サービス区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
【目標値】利用見込人数	22	24	26
【実績値】利用人数	21	15	30
達成率（%）	95.4	62.5	115.3

図表2-29 移動支援事業の目標値と実績値

単位：人／年、時間／年

サービス区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
【目標値】利用見込人数	15	13	10
【実績値】利用人数	18	13	5
達成率（%）	120.0	100.0	50.0
【目標値】延べ利用見込時間数	500	430	330
【実績値】延べ利用時間数	301	473	250
達成率（%）	60.2	110.0	75.7

図表2-30 日中一時支援事業の目標値と実績値

単位：人／年

サービス区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
【目標値】利用見込人数	22	24	26
【実績値】利用人数	30	38	30
達成率（%）	136.3	158.3	115.3

図表2-31 日常生活用具給付事業の目標値と実績値

単位：件／年

サービス区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
①介護・訓練支援用具			
【目標値】利用見込件数	6	7	8
【実績値】利用件数	5	6	4
達成率（％）	83.3	85.7	50.0
②自立生活支援用具			
【目標値】利用見込件数	6	7	8
【実績値】利用件数	10	7	3
達成率（％）	166.6	100.0	37.5
③在宅療養等支援用具			
【目標値】利用見込件数	10	12	14
【実績値】利用件数	1	3	4
達成率（％）	10.0	25.0	28.5
④情報・意思疎通支援用具			
【目標値】利用見込件数	10	12	14
【実績値】利用件数	4	5	5
達成率（％）	40.0	41.6	35.7
⑤排泄管理支援用具			
【目標値】利用見込件数	880	900	920
【実績値】利用件数	728	773	780
達成率（％）	82.7	85.8	84.7
⑥居宅生活動作補助用具			
【目標値】利用見込件数	4	4	4
【実績値】利用件数	1	2	1
達成率（％）	82.7	50.0	25.0

図表2-32 地域活動支援センターの目標値と実績値

単位：人／月

サービス区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
【目標値】利用見込人数	38	40	42
【実績値】利用人数	28	28	25
達成率（％）	73.6	70.0	59.5

4 障害福祉に関するアンケート結果の概要

計画の策定にあたり、障害のある人（障害児を含む）の生活実態や障害福祉サービスに対する評価、今後の施策ニーズ等を把握し、検討の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

（1）調査設計

① 調査対象者

市内在住の障害者手帳所持者から、無作為に以下の人数を抽出しました。

①身体障害者手帳所持者	400人	
②療育手帳所持者	150人	
③精神障害者保健福祉手帳所持者	100人	合計 650人

② 調査方法

郵送による配布、郵送による回収

③ 調査期間

平成26年10月14日から11月7日まで

④ 調査内容

①ご本人のことについて	④福祉サービスについて
②介助について	⑤防災対策について
③仕事や収入について	⑥今後の福祉施策について

（2）回収状況

図表2-33 アンケートの回収状況

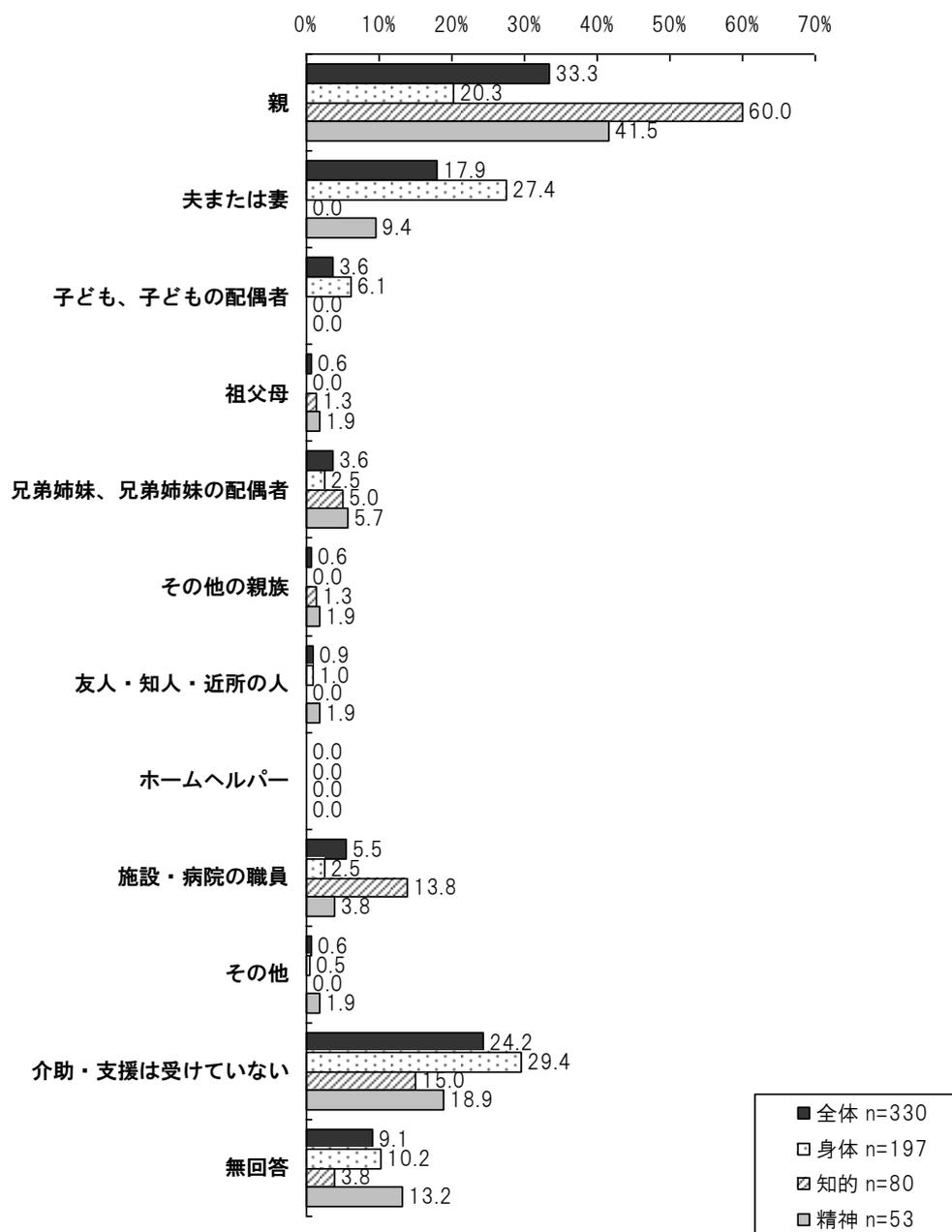
	配布数	回収数	回収率
①身体障害者手帳所持者	400	197	49.3%
②療育手帳所持者	150	80	53.3%
③精神障害者保健福祉手帳所持者	100	53	53.0%
合計	650	330	50.8%

(3) 調査結果のまとめ

■ 介助について

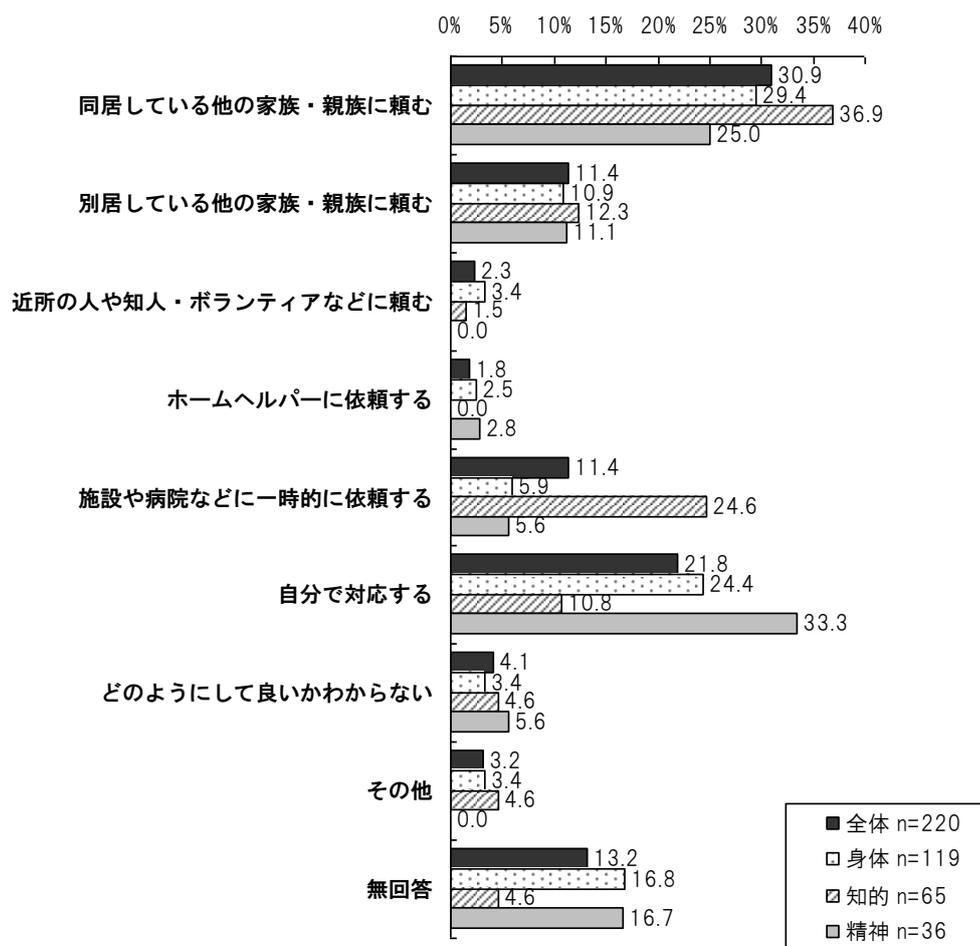
主な介助者（支援者）をみると、身体障害者では「夫または妻」（27.4%）が最も多く、知的障害者と精神障害者では「親」（知：60.0%、精：41.5%）が最も多くなっています。

図表2-34 主な介助者（全体、障害別）



介助（支援）を受けている方の、主な介助者が不在のときの対応を見ると、身体障害者と知的障害者では「同居しているほかの家族・親族に頼む」（身：29.4%、知：36.9%）が最も多く、精神障害者では「自分で対応する」（33.3%）が最も多くなっています。

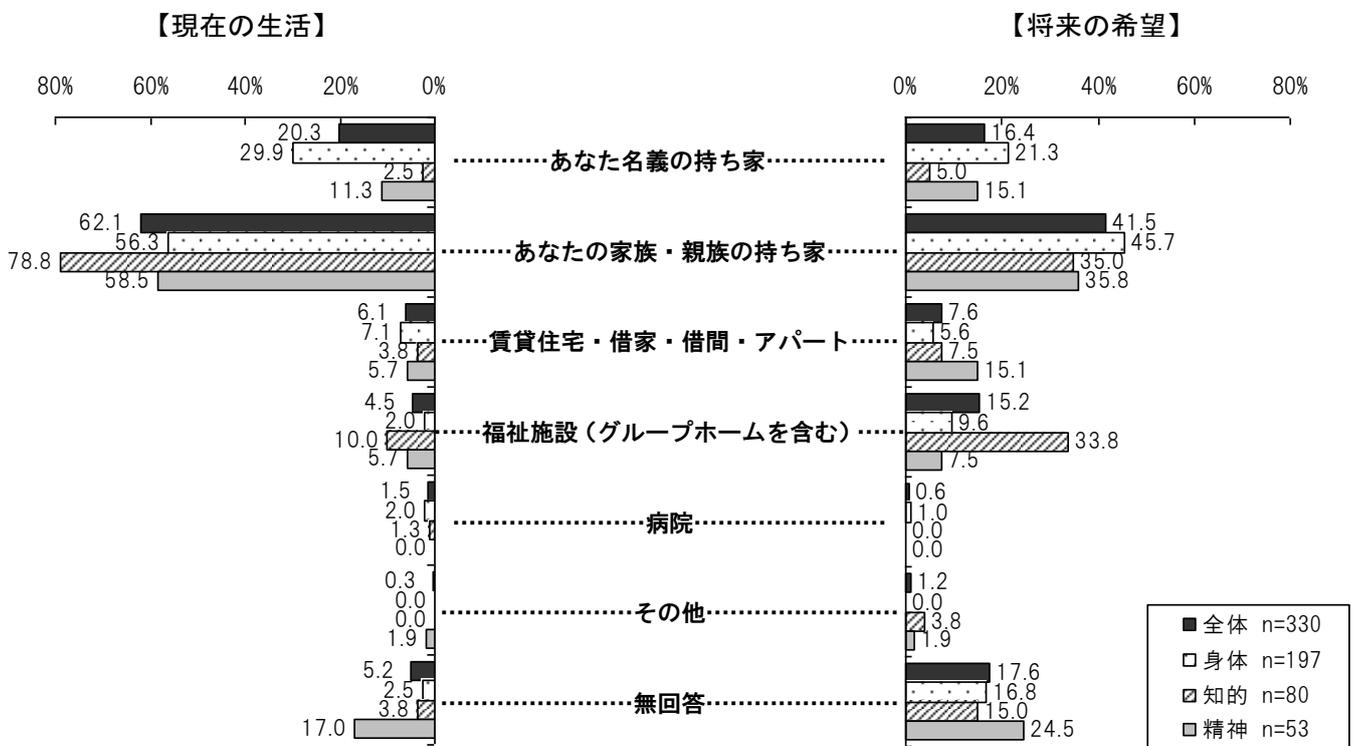
図表2-35 主な介助者が不在のときの対応（全体、障害別）



■暮らしについて

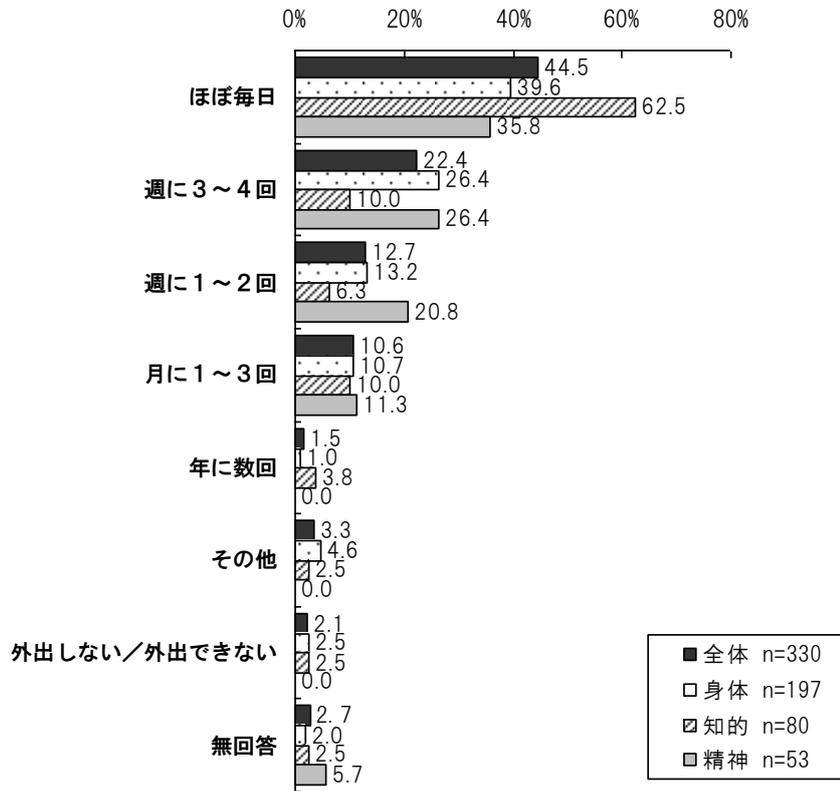
『現在の生活』の場所を見ると、いずれの障害でも「あなたの家族・親族の持ち家」の回答が最も多く、身体障害者と精神障害者で5割半ば以上、知的障害者では8割近くとなっています。『将来の希望』についても、割合は低くなったものの、いずれの障害でも「あなたの家族・親族の持ち家」の回答が最も多くなっています。障害別に特徴の見られる回答としては、知的障害者で「福祉施設（グループホームを含む）」（33.8%）、精神障害者で「賃貸住宅・借家・借間・アパート」（15.1%）の割合が比較的高いことなどが挙げられます。

図表2-36 生活の場 ～「現在」と「将来」について～（全体、障害別）



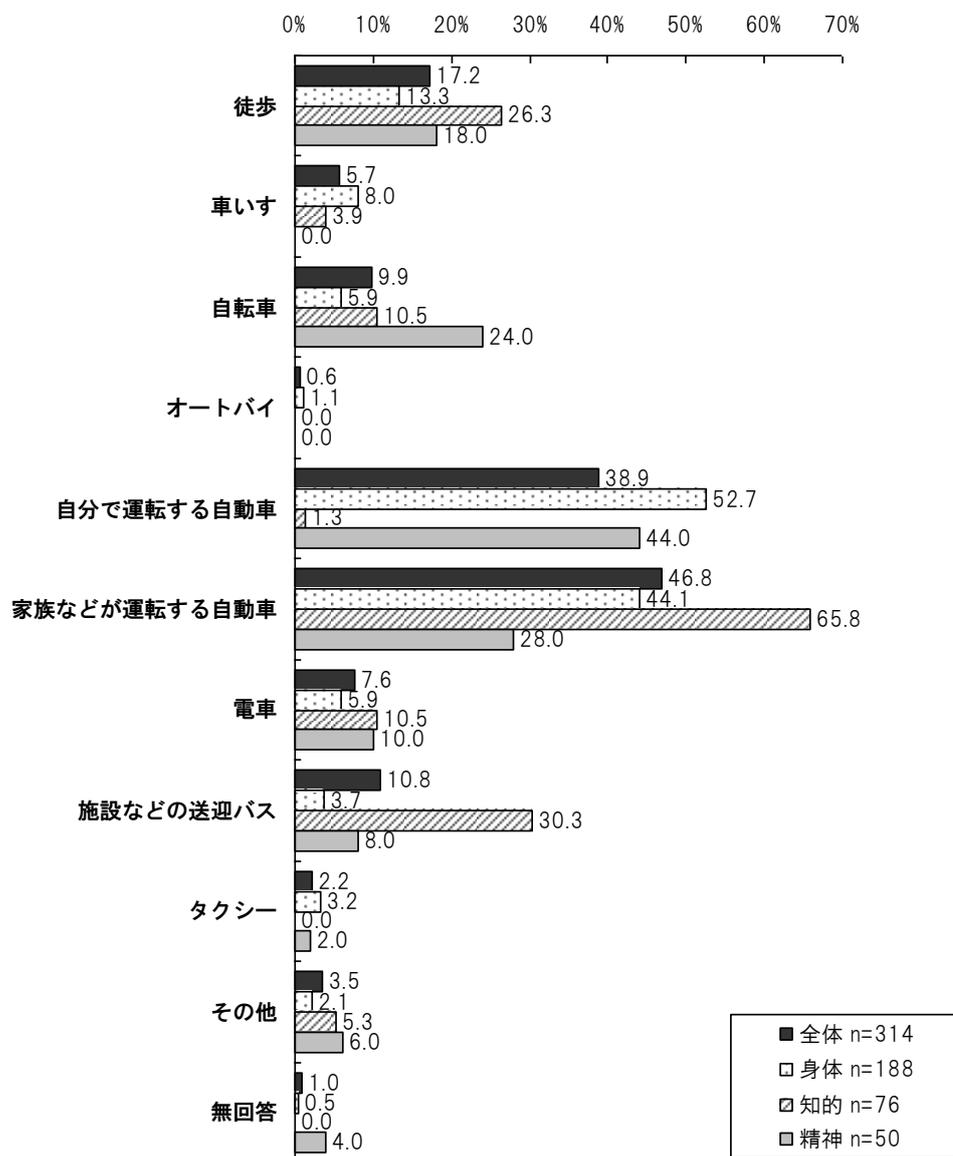
外出の頻度をみると、いずれの障害でも「ほぼ毎日」が最も多く、特に知的障害者では6割を超えています。

図表2-37 外出の頻度（全体、障害別）



普段外出されている方の主な外出の手段を見ると、身体障害者と精神障害者では「自分で運転する自動車」（身：52.7%、精：44.0%）、知的障害者では「家族などが運転する自動車」（65.8%）が最も多くなっています。

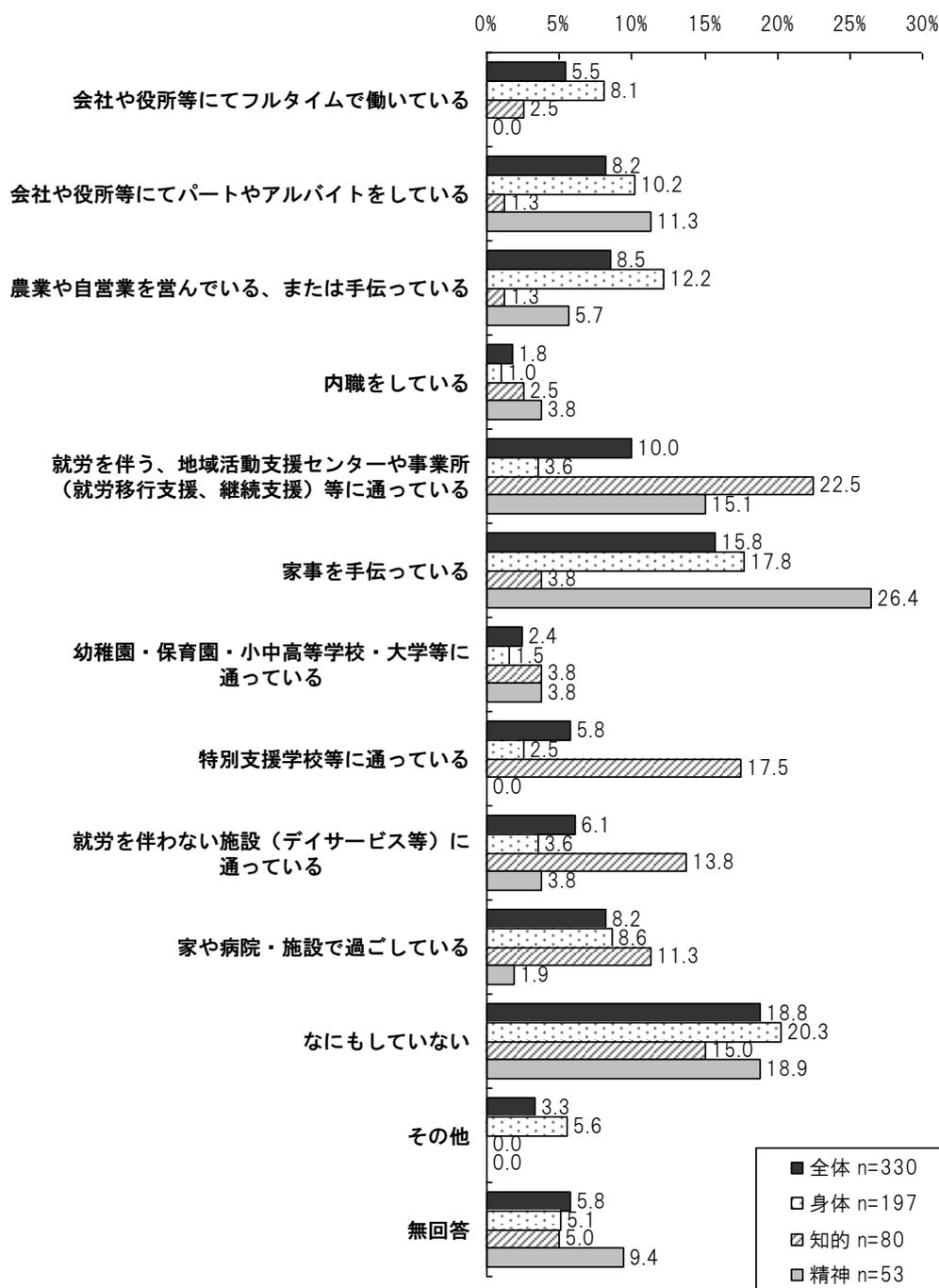
図表2-38 外出の手段（全体、障害別）



■仕事や収入について

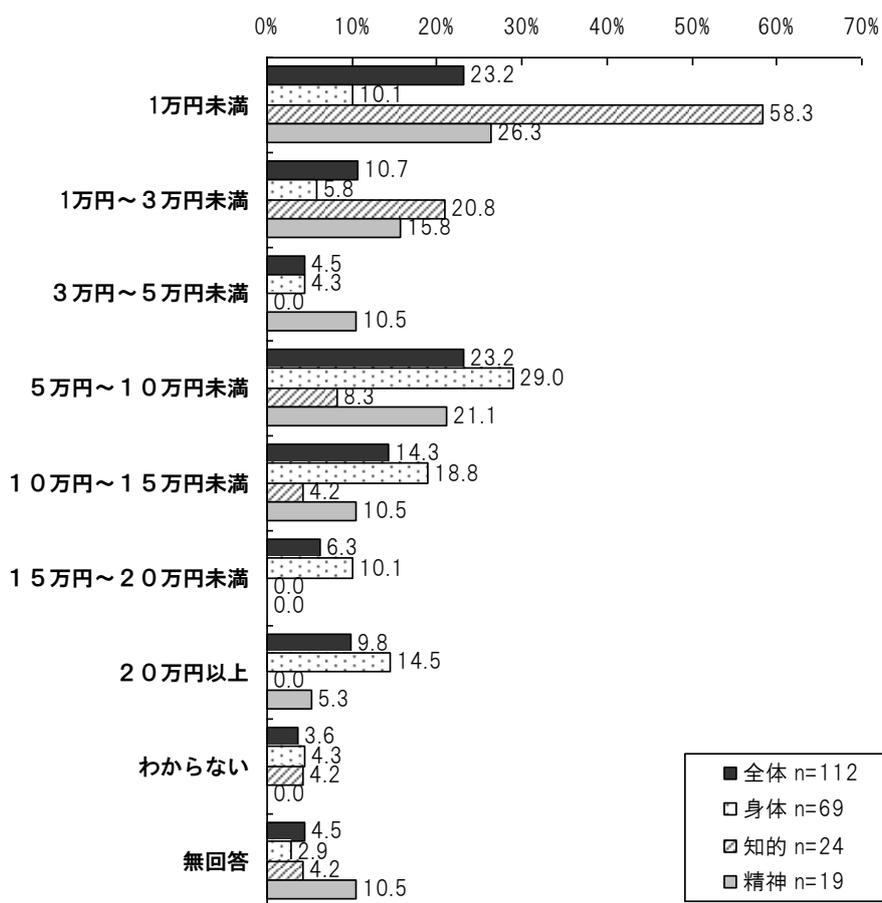
日中の過ごし方を見ると、全体と身体障害者で「なにもしていない」（全：18.8%、身：20.3%）が最も多く、知的障害者では「就労を伴う、地域活動支援センターや事業所（就労移行支援、継続支援）等に通っている」（22.5%）、精神障害者では「家事を手伝っている」（26.4%）が最も多い回答となっています。

図表2-37 日中の過ごし方について（全体、障害別）



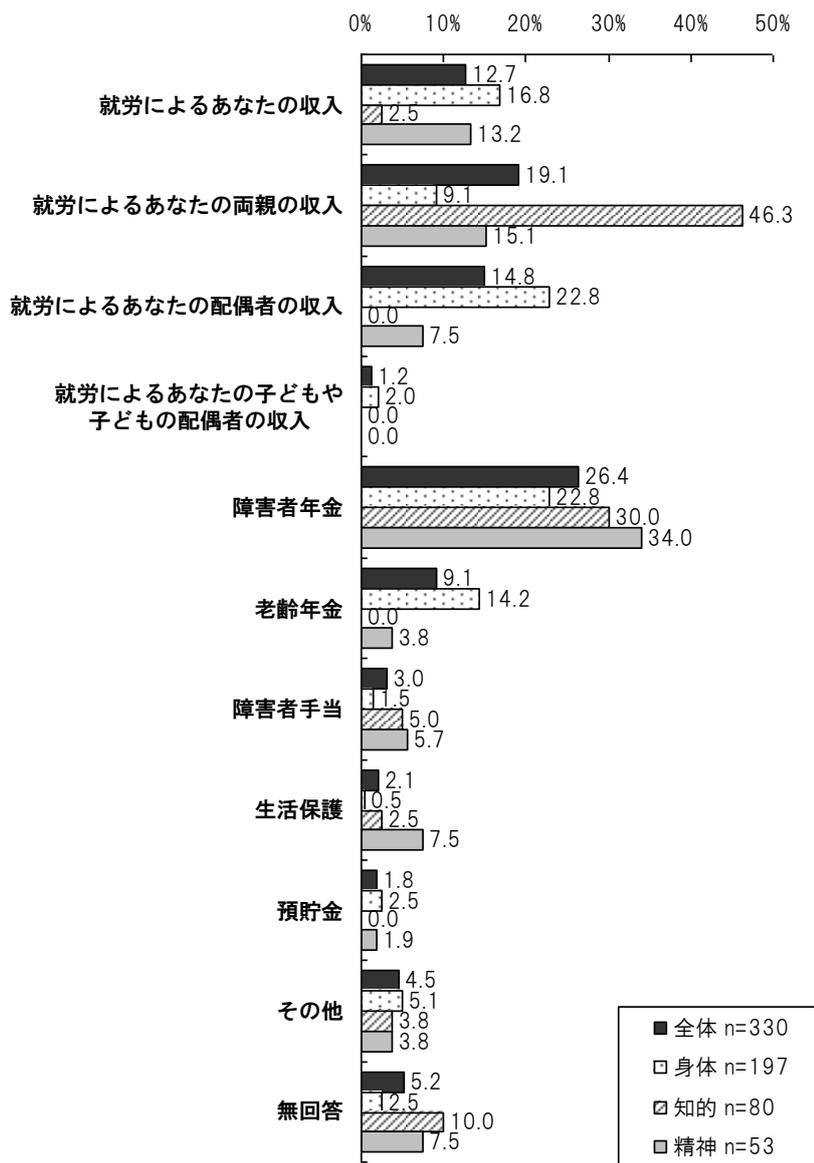
仕事をしている方の収入を見ると、身体障害者と精神障害者では「1万円～10万円未満」（身：39.1%、精：47.4%）が最も多く、知的障害者では「1万円未満」（58.3%）が圧倒的に多くなっています。

図表2-38 仕事の収入について（全体、障害別）



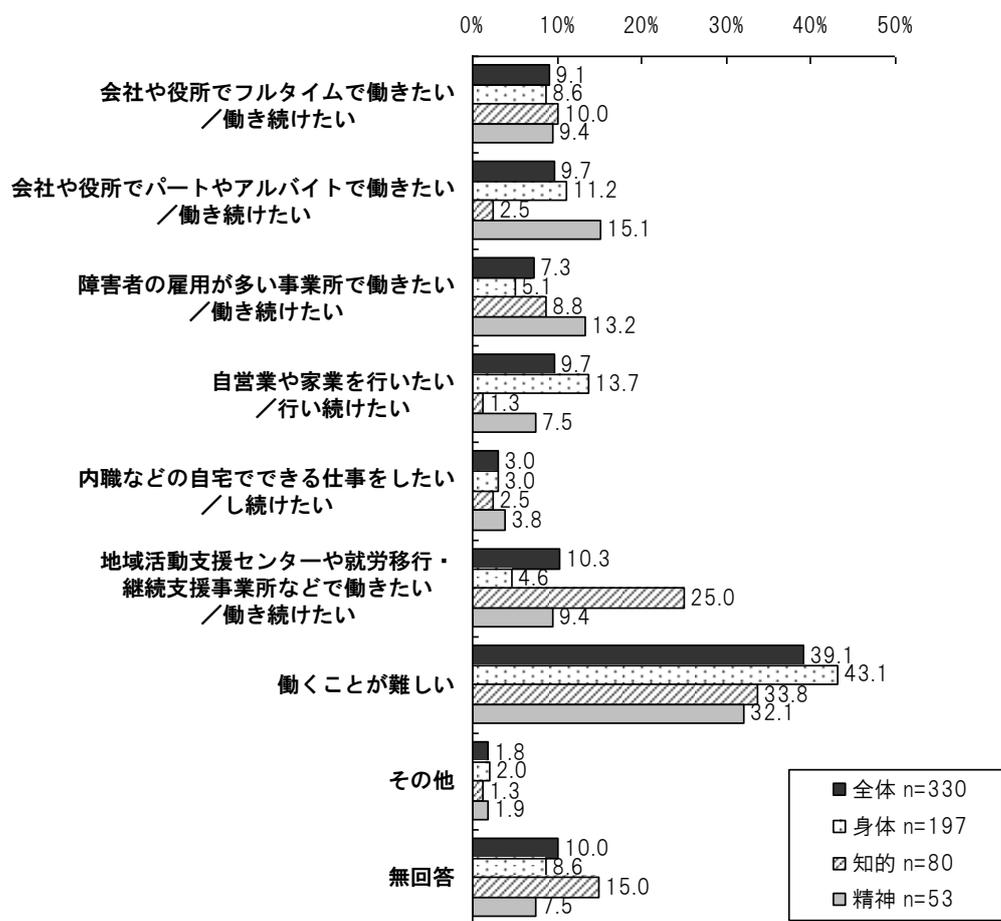
生活費の中心になっている収入について見ると、身体障害者では「就労によるあなたの配偶者の収入」と「障害者年金」（ともに22.8%）、知的障害者では「就労によるあなたの両親の収入」（46.3%）、精神障害者では「障害者年金」（34.0%）が最も多くなっています。

図表2-39 生活費の中心になっている収入（全体、障害別）



将来の働き方の希望について見ると、いずれの障害でも3割以上（身体障害者は4割超）が「働くことが難しい」と回答していますが、知的障害者では「地域活動支援センターや就労移行・継続支援事業所などで働きたい／働き続けたい」（25.0%）との回答が4人に1人の割合で見られることや、精神障害者で「会社や役所でパートやアルバイトで働きたい／働き続けたい」と回答した方が比較的多いことなど、一定の就労希望があることがうかがえます。

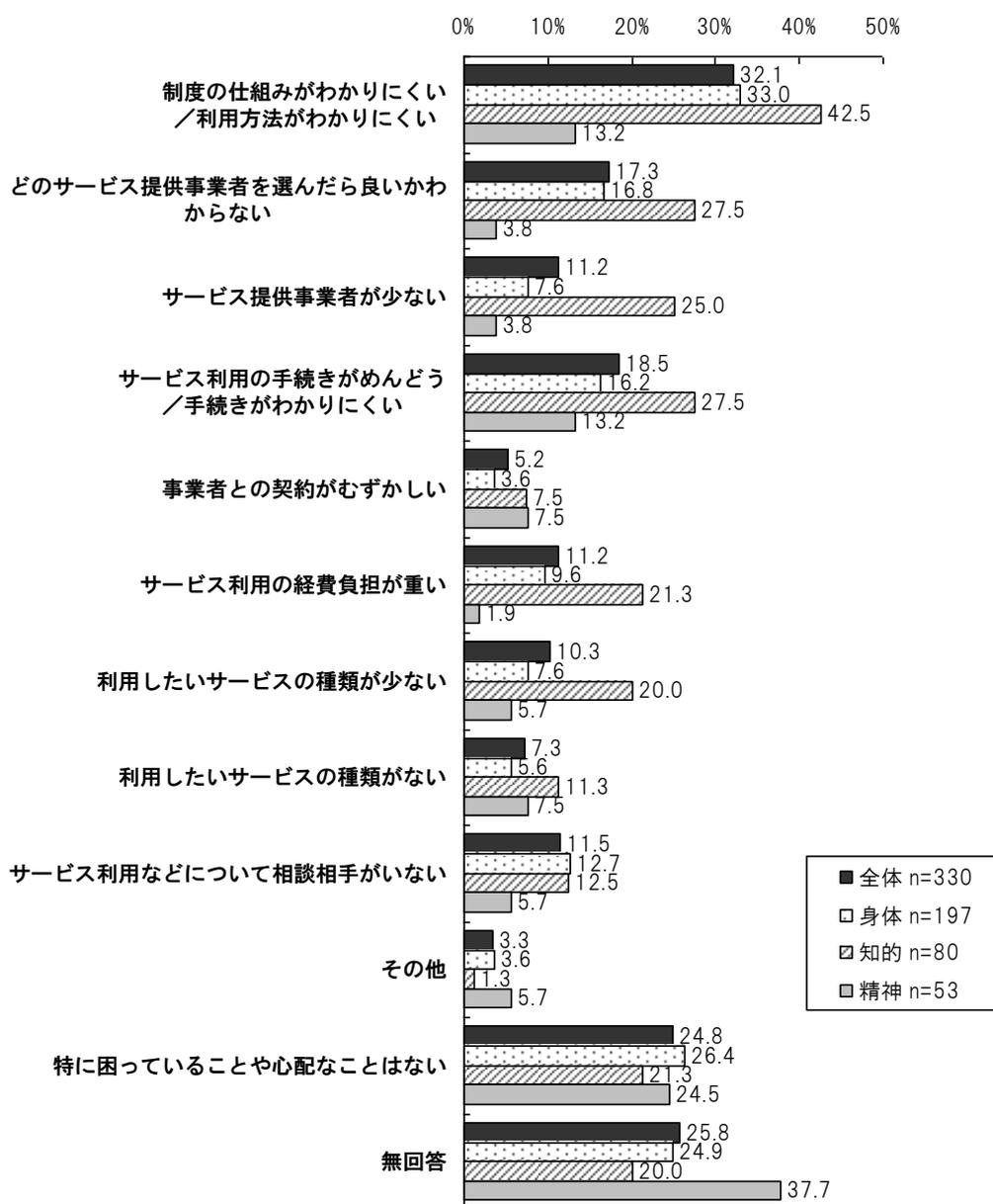
図表2-40 将来の働き方の希望（全体、障害別）



■福祉サービスについて

福祉サービスについての困りごとを見ると、身体障害者と知的障害者で「制度の仕組みがわかりにくい／利用方法がわかりにくい」（身：33.0%、知：42.5%）が最も多くなっています。精神障害者では、他の障害と比較すると回答の割合は低いものの、「制度の仕組みがわかりにくい／利用方法がわかりにくい」「サービス利用の手続きがめんどう／手続きがわかりにくい」が上位に挙げられています。一方、いずれの障害においても2割以上の方は「特に困っていることや心配なことはない」と回答しています。

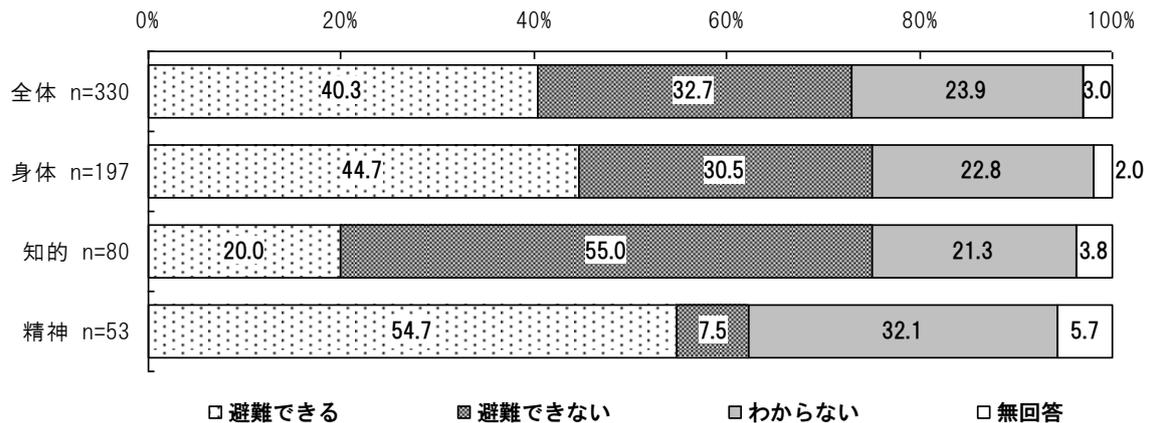
図表2-41 福祉サービスについての困りごと（全体、障害別）



■防災対策について

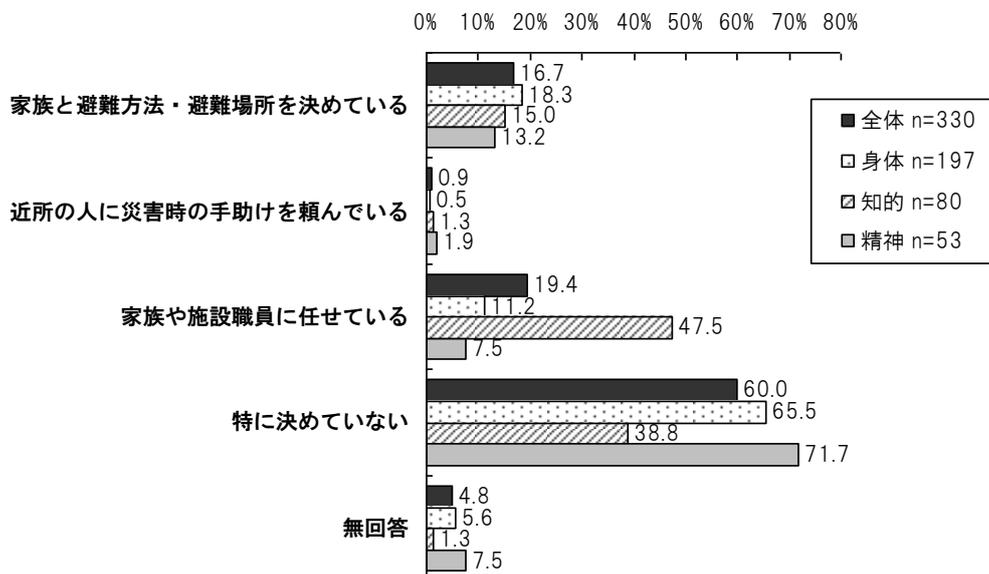
災害時にひとりで避難できるかについて見ると、「避難できない」と回答した方の割合は知的障害者が55.0%でもっとも多く、次いで身体障害者が30.5%、精神障害者が7.5%となっています。

図表2-42 災害時ひとりで避難できるか（全体、障害別）



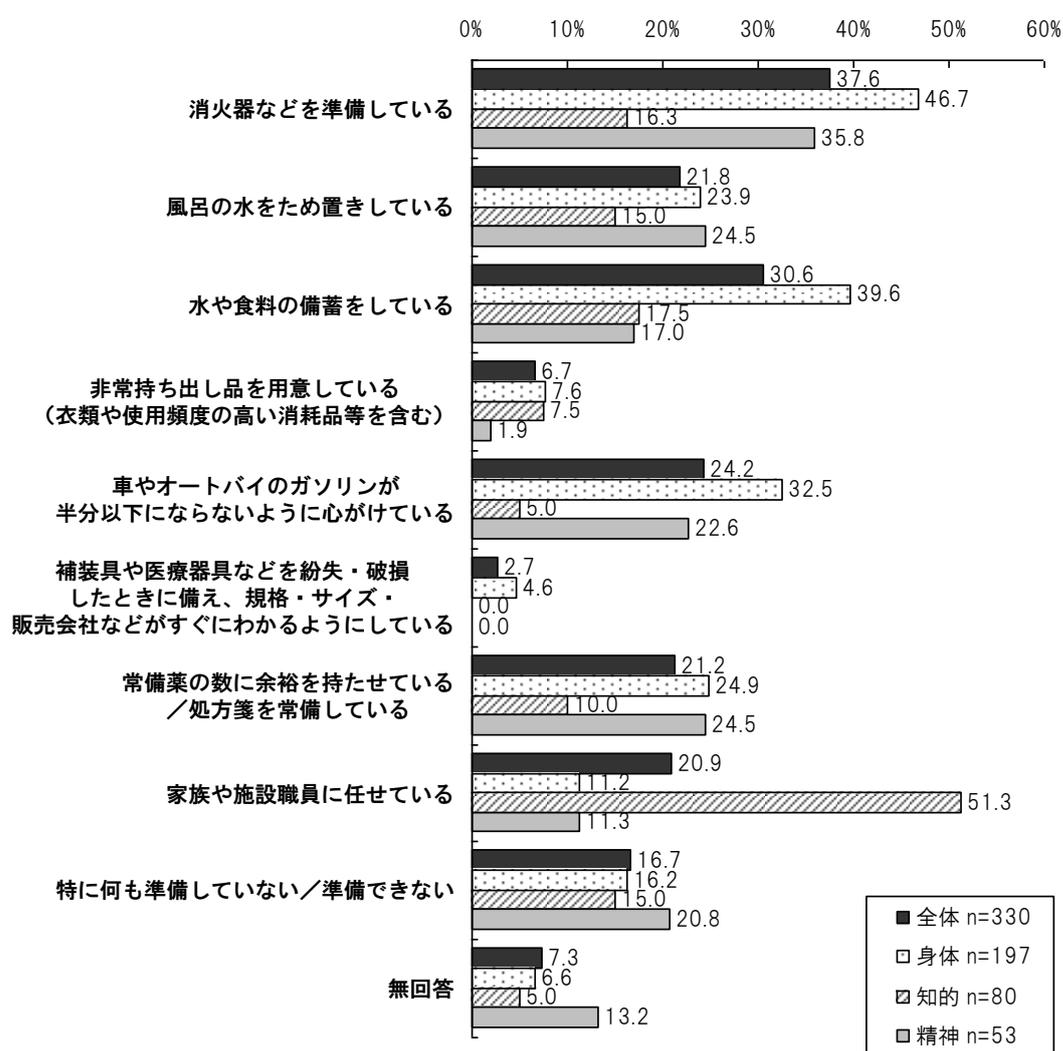
防災対策（災害時の避難方法）について見ると、全体で6割の方が「特に決めていない」と回答しています。一方、「近所の人に災害時の手助けを頼んでいる」方は、全体で1%に満たない割合となっています。障害別では、知的障害者で「家族や施設職員に任せている」（47.5%）の割合が非常に高くなっています。

図表2-43 災害時の避難方法（全体、障害別）



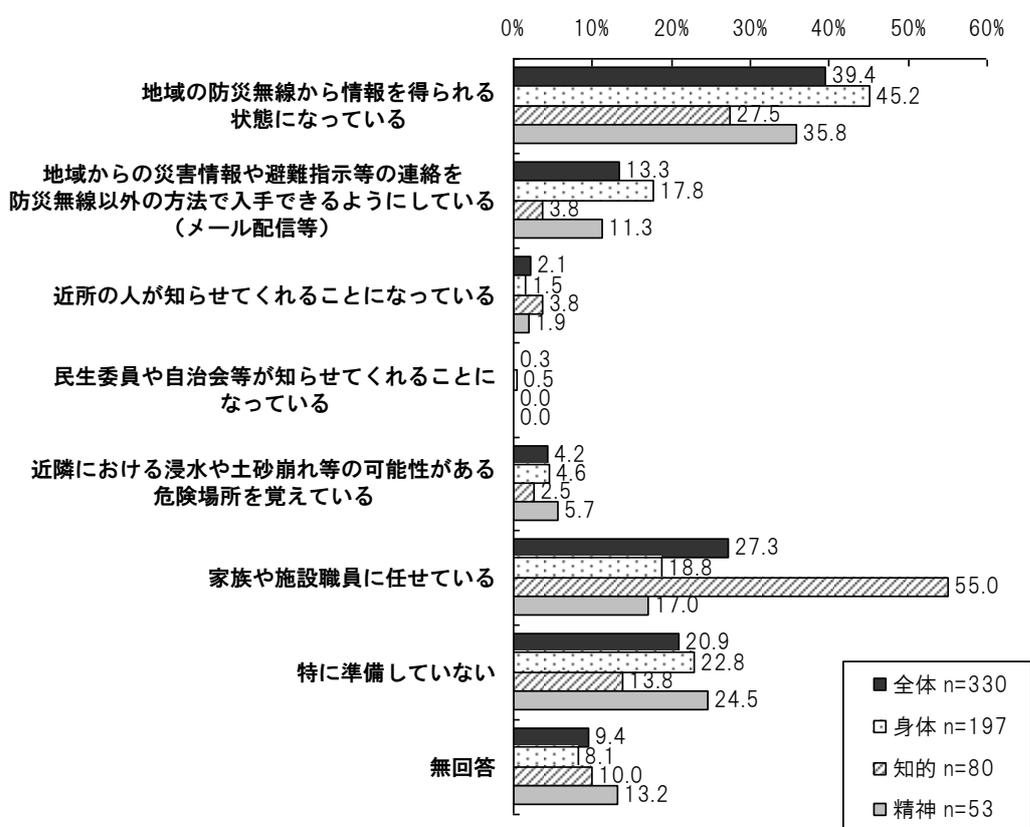
防災対策（災害時の備蓄等）について見ると、身体障害者と精神障害者では「消火器などを準備している」（身：46.7%、精：35.8%）が最も多く、知的障害者では「家族や職員に任せている」（51.3%）の割合が他の障害と比較して非常に高くなっています。一方、「特に何も準備していない／準備できない」と回答した方は全体で16.7%となっており、障害別では精神障害者の回答率（20.8%）が比較的高くなっています。

図表2-44 災害時の備蓄等（全体、障害別）



防災対策（災害時の情報入手等）について見ると、身体障害者と精神障害者では「地域の防災無線から情報を得られる状態になっている」（身：45.2%、精：35.8%）が最も多く、知的障害者では「家族や施設職員に任せている」（55.0%）の割合が他の障害と比較して非常に高くなっています。一方、「特に準備していない」と回答した方は全体で約2割となっており、障害別では精神障害者の回答率（24.5%）が比較的高くなっています。

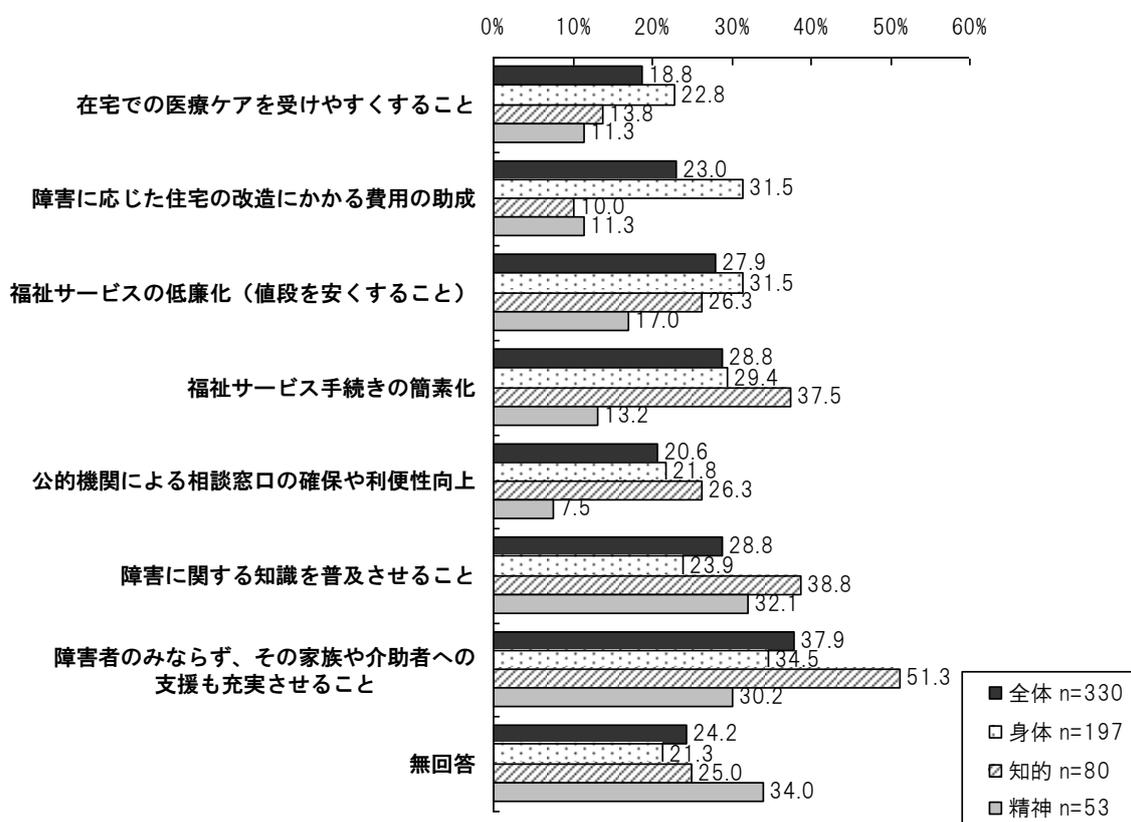
図表2-45 災害時の情報入手等（全体、障害別）



■今後の福祉施策について

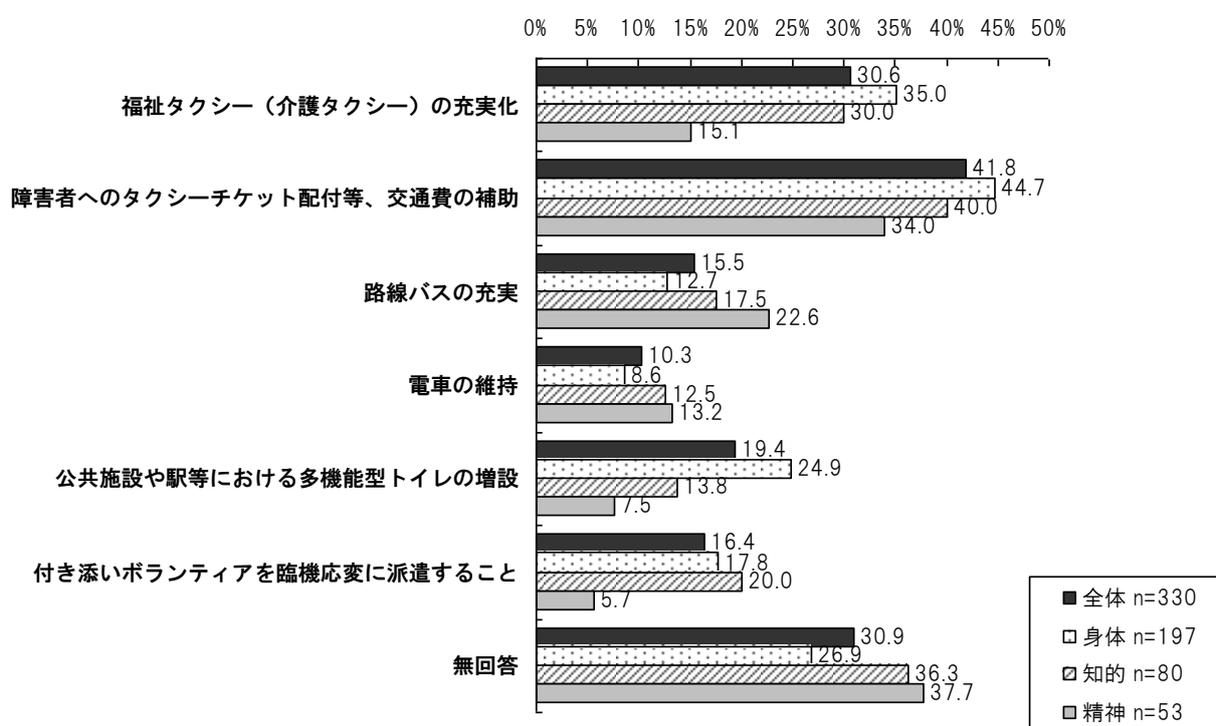
今後の福祉施策（生活分野）において実現を急ぐべきと思うものについて見ると、全体では「障害者のみならず、その家族や介助者への支援も充実させること」（37.9%）が最も多く、次いで「福祉サービス手続きの簡素化」と「障害に関する知識を普及させること」（ともに28.8%）などとなっています。特に、知的障害者では「障害者のみならず、その家族や介助者への支援も充実させること」（51.3%）の割合が非常に高くなっています。そのほか、身体障害者では「障害に応じた住宅の改造にかかる費用の助成」の割合が比較的高いことなど、障害別の特徴的な傾向がうかがえます。

図表2-46 今後の福祉施策（生活分野）について（全体、障害別）



今後の福祉施策（交通や移動の分野）において実現を急ぐべきと思うものについて見ると、全体では「障害者へのタクシーチケット配付等、交通費の補助」（41.8%）が最も多く、次いで「福祉タクシー（介護タクシー）の充実化」（30.6%）、「公共施設や駅等における多機能型トイレの増設」（19.4%）などとなっています。障害別では、身体障害者で「福祉タクシー（介護タクシー）の充実化」や「公共施設や駅等における多機能トイレの増設」、精神障害者で「路線バスの充実」の割合が比較的高い結果となっています。

図表2-47 今後の福祉施策（交通や移動の分野）について（全体、障害別）



5 第3期障害者基本計画及び第4期障害福祉計画に向けた課題

課題1 障害に対する理解・啓発の促進と障害者の権利擁護

障害者がその人らしく充実した生活を送るためには、障害や障害者に対する地域の理解を深めていくことが大切です。障害者虐待防止法や障害者差別解消法の成立も踏まえ、障害に対する理解不足や誤解のために障害者が差別や偏見を受けることがないよう、理解の啓発推進が求められます。また、発達障害、高次脳機能障害、難病等については、制度の谷間に埋もれぬよう、より一層の普及啓発活動を推進していく必要があります。

課題2 一人ひとりの生活にあわせた相談支援体制の構築

障害者がその障害の状態や生活環境等により、適切に相談支援を受ける機会を妨げられることのないよう、相談支援体制を充実していく必要があります。今後はさらに、関係機関や団体、地域の人たちと連携を進め、障害者一人ひとりの生活に寄り添う、総合的な相談支援体制を構築していくことが求められます。

課題3 住み慣れた地域で安心して暮らすための福祉サービスの充実

障害者の高齢化とともに介助者の高齢化も進む中、“親亡き後”の不安の声が高まっています。このような状況の中、アンケート調査の結果では、障害者が安心して地域で暮らしていくために必要な福祉サービスについて、「制度の仕組みがわかりにくい／利用方法がわかりにくい」といった回答が多く挙げられました。障害者が希望するサービスを適切に利用できるような様々な手法で情報提供を図るとともに、在宅福祉サービス、日中活動の場、グループホームなど多様な福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

課題4 障害者の自立・社会参加の促進と就労支援の充実

障害者が日常生活を円滑に送り、積極的に社会参加を図っていくために、教育や就労の分野においては、一人ひとりの障害やニーズに合わせた適切な指導・支援体制を構築していくことが大切です。特に就労は、障害者が自立した生活を送るうえで、経済面での役割だけでなく、社会参加を実現するという意味でも非常に重要な要素となります。今後も、障害者の働く意欲を尊重し、関係機関と連携を図りながら、就労訓練や就労機会の確保に努めてまいります。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害者が持っている能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができる体制づくりはもとより、すべての人が地域で安心して暮らすことのできる社会を実現する努力が必要です。

このため、障害者基本法及び障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、本市がこれからの障害者施策を推進するために、「障害者の自立を支援し、ともに暮らせる地域社会づくりを目指す」を基本理念とします。

**障害者の自立を支援し、
ともに暮らせる地域社会づくりを目指す**

2 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の7つの基本目標を設定します。

(1) 心のバリアをなくすために

福祉教育等を通じて、障害や障害者に対する理解を深めるための普及・啓発活動をよりいっそう推進していくとともに、障害を理由とする差別の解消や、障害者の虐待防止など、障害者の権利擁護の推進に努めます。また、ボランティア活動が促進されるよう、関係団体の支援体制の強化に努めます。

(2) とともに生活できる安心な社会を実現するために

障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービスについて、障害種別や障害程度に応じた必要な支援を必要な際に受けられるよう、計画的なサービス提供体制の整備を図り、障害者の日常生活を支えていきます。また、障害者の社会参加の促進のため、スポーツや文化活動等による障害者の地域交流の機会拡大に努めます。

(3) 人にやさしいまちづくりを進めるために

ユニバーサルデザインの観点から、住環境施設の整備・改善を支援・推進す

るとともに、日常生活における移動手段を確保し、障害者の社会活動を促進します。また、選挙等における情報提供の充実や投票所の段差解消等の配慮などを含め、障害者がそれぞれの障害特性に応じた適切な支援を受けることができるよう、必要な施策を推進します。

(4) 個性に応じた療育・保育・教育を進めるために

障害のある子ども達やその家族、学校に対する相談・援助体制の充実と個々の状況に応じた教育環境づくりに努めるとともに、福祉、教育等の関係機関が連携して、ニーズに応じた支援を推進します。また、特別支援教育の推進に加え、障害のある者とない者がともに学ぶことを通して、共生社会の実現を目指す統合教育（インクルージョン教育）を検討してまいります。

(5) 自立や社会参加を進めるために

関係機関との連携を図りながら、福祉的就労はもとより、一般雇用も含め、障害者の働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。また、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障害者の就労機会の拡充と、工賃収入の引き上げにつながる施策を推進します。

(6) 健やかに暮らすために

健康診断・健康教育・健康相談・訪問指導等の保健事業の推進を図り、障害の早期発見と早期療育の推進に加え、障害者の健康づくりに努めます。また、精神保健施策や難病等に関する知識啓発やサポート体制の充実に努めます。

(7) 情報のバリアをなくすために

障害福祉サービス等の周知と利用を促進するために、広報、ホームページ等を活用し、情報提供体制の充実に努めます。また、障害者が個々の特性に合わせた適切な手段で情報を入手できるよう、意思疎通支援や意思決定のための支援の充実に努めます。

3 施策の体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策の方向》

障害者の自立を支援し、ともに暮らせる地域社会づくりを目指す

- 1 心のバリアをなくすために
- 2 とともに生活できる安心な社会を実現するために
- 3 人にやさしいまちづくりを進めるために
- 4 個性に応じた療育・保育・教育を進めるために
- 5 自立や社会参加を進めるために
- 6 健やかに暮らすために
- 7 情報のバリアをなくすために

- ①啓発・広報活動の推進
- ②差別の解消と権利擁護の推進
- ③ボランティア活動の推進
- ①相談支援体制の充実
- ②障害福祉サービスの充実
- ③地域生活支援事業の充実
- ④スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進
- ①生活環境の整備
- ②防災、防犯体制の整備
- ③行政サービス等における配慮の促進
- ①療育・保育体制の充実
- ②教育の推進
- ①就労の支援
- ②経済的自立の支援
- ①障害の早期発見、早期療育の推進
- ②障害者の健康づくりの推進
- ③精神保健施策の充実
- ①情報提供の充実
- ②コミュニケーション支援体制の充実

第4章

施策の展開

1 心のバリアをなくすために

(1) 啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

障害者にとって暮らしやすい地域づくりのためには、市民の理解を深める必要があります。そのために、市民が障害者と実際に交流できるような機会を設ける等の取り組みを通じて、障害者の社会参加の促進を図っていくことが必要です。

アンケート調査の結果をみると、今後の福祉施策（生活分野）において実現を急ぐべきと思うものとして、28.8%の方が「障害に関する知識を普及させること」を挙げています。

市民講演会やスポーツ大会等のイベント等を通して、市民の障害者に対する理解の促進を図っていきます。

施策の展開

- 障害者の社会参加を妨げる差別や偏見をなくし、すべての市民が互いに尊重しあい、ともに生活する社会を目指して、障害や障害のある方についての正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。
- 外見上ではわかりにくい精神障害、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、心臓疾患等の内部障害や難病等についても、障害特性や必要な配慮等に関する知識や理解が深まるよう、普及・啓発に努めます。
- 市民講演会、スポーツ大会、研修会等の活動を行い、市民の正しい理解の啓発・普及に努めます。
- 障害者への理解の促進として、障害者週間（12月3日～12月9日）について、市民に対しての周知を行っていきます。
- 職員等への研修を実施し、正しい知識の理解を深め、福祉サービスの向上を図ります。

(2) 差別の解消と権利擁護の推進

【現状と課題】

障害者が権利の主体として地域で安心して暮らしていくためには、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」を踏まえ、差別の解消、虐待の防止につながるよう、必要な施策を推進していくことが重要です。

差別の解消や虐待の防止などを実効性のあるものとし、すべての人が安心して暮らすことのできる社会の実現を図るため、今後も、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用促進等、必要な施策の推進を図っていきます。

施策の展開

- 成年後見制度による支援を必要とする障害者について、成年後見制度利用支援事業を活用するなどして、制度の利用促進を図ります。
- 知的障害者や精神障害者、認知症高齢者が安心して生活を営めるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う、地域福祉権利擁護事業を推進します。
- 障害者虐待は、まずは虐待を未然に防止することが重要となるため、障害者虐待に関して、市の広報誌やホームページなどを活用し、幅広く周知を行います。
- 障害者虐待に関する相談窓口を設置・周知し、速やかに対応できる体制を整備します。
- 各関係機関（警察・保健・医療・福祉関係機関等）との連携体制を強化し、障害者虐待の事実確認や一時保護など迅速かつ適切な対応を行います。また、養護者による虐待の場合、虐待発生の原因を明らかにし、各関係機関と連携を取り、抱えている問題が解消されるよう支援を行います。

(3) ボランティア活動の推進

【現状と課題】

障害者が地域において、いきいきと暮らすためには、それを支援するボランティア活動が重要です。そのために、ボランティア活動に対する一層の理解が求められるところです。

しかし、アンケート調査の結果をみると、介助を受けている方の、主な介助者が不在の場合の対応の中では、「近所の人や知人・ボランティアなどに頼む」が2.3%と低い割合になっています。

ボランティア活動やNPOの育成に努め、社会福祉への理解と参加を広げていくため、地域住民が様々なボランティア活動等に参加できる場や仕組みを地域の中に構築していく必要があります。

施策の展開

- 市民のやさしい心を育み、家庭や地域社会においてボランティア活動が促進されるよう、銚田市社会福祉協議会等と連携し、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。
- 障害者団体やボランティア団体が主体的に取り組むイベントなどの活動への支援を行い、地域住民と障害者及びその家族との交流・ふれあいを促進します。

2 ともに生活できる安心な社会を実現するために

(1) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障害者が地域で生活する中で起きてくる多様な問題に対応するためには、柔軟に対応することのできる相談支援体制が必要です。

アンケート調査の結果をみると、今後の福祉施策（生活分野）において実現を急ぐべきと思うものとして、20.6%の方が「公的機関による相談窓口の確保や利便性向上」を挙げています。また、「障害者のみならず、その家族や介助者への支援も充実させること」を挙げた方が37.9%と高い割合になっており、当事者のみならず、家族や介助者を支援する仕組み・体制の充実も求められています。

福祉事務所や保健所のほか、相談支援事業所の拡充を図り、より身近なところで相談や支援ができる体制の整備・充実に努めます。

施策の展開

- 身近な相談窓口として、福祉事務所での相談支援や心配ごと相談、また民生委員・児童委員を介した相談等、地域に密着した適切な形で、今後とも相談支援体制の整備を図ります。
- 多様な委員で構成される銚田市地域自立支援協議会の運営を通し、市内の事業者をはじめとする関係機関とのネットワークの強化に努めるとともに、市民やサービス提供事業者等に対して、市の相談支援体制の周知を図ります。
- サービス利用に関する相談やサービス等利用計画の作成を円滑に進めるため、個々の状況を把握し、障害種別に沿った対応ができるよう、ケアマネジメントの手法に基づいた相談支援の充実を図ります。
- 発達障害、高次脳機能障害、難病等、多様化する障害のニーズに対応した適切な支援体制を構築するため、県や近隣市町村を含めた各関係機関との連絡体制の整備を進めます。

(2) 障害福祉サービスの充実

【現状と課題】

平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に、難病患者等が加わるとともに、平成26年4月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大やケアホームのグループホームへの一元化等の改正が実施されました。これらの制度改正を含め、支援を必要とする人への適切な情報提供とともに、サービス利用等に関する相談やコーディネートを推進を図っていくことが必要です。

アンケート調査の結果をみると、福祉サービスについて困っていることや心配なことで、「制度の仕組みがわかりにくい／利用方法がわかりにくい」が32.1%と最も多くなっていることから、制度の内容やサービスの利用方法についてのさらなる周知が求められます。

今後は、広報紙等によりサービスについての周知に取り組むとともに、障害者の多様なニーズに対応できるよう、サービスの質の向上を図っていきます。

施策の展開

○広報紙等による啓発

関係法令の改正等に伴い、情報過疎が生まれないよう広報掲載、パンフレット配布等を行っていきます。

○豊かな在宅生活を送れるように、障害者の障害の程度や生活状態にあったサービスの提供に努めます。

○さまざまなライフスタイルに応じたサービスの質と量を確保するため各事業所の確保、拡充に努め、サービスの推進を図ります。

○精神障害者の相互交流と社会参加を促すため保健所等と連携し、社会復帰の支援を検討します。

○サービス提供事業者等との連携でサービスの向上に努めます。

(3) 地域生活支援事業の充実

【現状と課題】

障害者の地域で自立した生活を促すため、本市では、地域生活支援事業として「成年後見制度利用支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター」「日中一時支援事業」を実施しています。また、障害者総合支援法の施行に伴い、新たに「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「手話奉仕員養成研修事業」が必須事業化されています。

アンケート調査の結果をみると、「日中一時支援事業」を利用している人が最も多くなっています。

今後も利用者のニーズを考慮しつつ、引き続き健全な事業運営を図っていきます。

施策の展開

- 成年後見制度利用支援事業
知的障害や精神障害等によって判断能力が不十分であり、且つ一定の要件に該当する障害者に対し、成年後見制度の利用に必要な費用を助成します。
- 意思疎通支援事業
聴覚障害や言語障害等により意思疎通を図ることが難しい障害者に手話通訳者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
- 日常生活用具給付等事業
補装具の適切な支給を行うとともに、日常生活用具の適切な給付や情報提供を進め、障害者の自立や社会参加を促します。
- 移動支援事業
屋外での移動が困難な障害者に外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。
- 地域活動支援センター
日中の創作活動、生産活動、社会との交流の機会の提供を通じ、障害のある方の自立と、社会参加を促します。
- 日中一時支援事業
障害者の日中における活動の場を確保し、障害者を日常的に介護している家族に一時的な休息を提供します。
- 新たに必須事業に加えられたものについて、実施に向けた検討や事業実施体制の整備を図ります。

(4) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進

【現状と課題】

障害者の自立した生活には、スポーツやレクリエーション等を通じた地域との交流の促進も必要となります。

そのために、個人や団体による多様な活動に障害者が参加していくための支援を行っていきます。

施策の展開

- 障害者とその家族や地域住民が集まり、スポーツや文化活動を楽しむ各種大会の推進に努めます。
- スポーツ・生涯学習等の関係団体や当事者団体等との連携・協力を進め、障害者の地域活動への参加機会の拡大に努めます。
- 各種講座や講演会等の周知を通じ、より多くの障害者が地域交流の場に参加できるよう活動機会の充実に努めます。
- 障害者が利用しやすいよう、スポーツ施設、文化施設等公共関連施設のバリアフリー化の推進に努めます。
- 障害者が、生きがいをもって生活できるよう日中活動の支援や交流の場の確保に努めます。

3 人にやさしいまちづくりを進めるために

(1) 生活環境の整備

【現状と課題】

障害者が快適に暮らせる地域を実現するためには、住宅や道路、公共施設等に存在する様々な障壁を取り除く必要があります。

アンケート調査の結果をみると、今後の福祉施策（生活分野）において実現を急ぐべきと思うものとして、23.0%の方が「障害にに応じた住宅の改造にかかる費用の助成」を挙げています。また、交通や移動の分野において実現を急ぐべきと思うものでは、「障害者へのタクシーチケット配付等、交通費の補助」を挙げた方が41.8%、「福祉タクシー（介護タクシー）の充実化」が30.6%と高い割合になっています。

今後も、関係機関との連携を密にし、市内のバリアフリー化に取り組んでいくとともに、移動手段の確保に関する施策整備についても検討していきます。

施策の展開

- 住み慣れた家で生活が継続できるよう住宅リフォーム費の助成を行います。
- 公共施設等については、障害者が安全かつ快適に利用できるよう、施設整備を推進します。
- 障害者の外出先の安全確保のために、歩道の段差解消や点字ブロックの設置、分かりやすい標識の整備等によるまちづくりを推進します。
- 身体障害者自動車運転免許取得のための助成や自動車改造費の助成を実施します。
- 交通手段の確保に関する支援方策として、銚田市重度心身障害児者福祉タクシー利用料金助成事業を推進いたします。

(2) 防災、防犯体制の整備

【現状と課題】

障害者が安心して暮らせる社会を実現するためには、関係団体及び地域住民等の連携のうえで、防災・防犯体制の確立と強化を図ることが重要です。

アンケート調査の結果をみると、「災害時にひとりで避難できる」と回答した人は全体で40.3%となっていますが、知的障害者では「避難できない」と回答した人が55.0%と過半数を占めています。また、災害時の避難方法についても「特に決めていない」と回答した人が全体で60.0%に上ることから、防災に対する意識づけが必要となります。

また、障害者が避難場所において必要な支援を受けることができるよう配慮し、心身の健康に影響を及ぼすことがない環境整備を検討する必要があります。

防犯体制についても、関係機関・団体との連携を強化し、障害者が犯罪被害にあわないよう、普及啓発活動を推進していくことが重要です。

以上の点に基づき、障害者を含めた市民の防災・防犯意識の向上を図っていきます。

施策の展開

- 障害者や高齢者が安心して暮らせるよう、地域ぐるみの防災体制づくりを推進します。災害時における情報伝達方法を検討し、避難誘導等の充実を図っていきます。
- 防災意識の向上を図り、避難所等の周知のため、広報等による情報提供に努めます。
- 災害時避難行動要支援者台帳を精査し、地域における災害弱者の状況を把握することにより、市民の避難・誘導を適切に実施していきます。
- 通常の避難生活が困難な要援護者等を受け入れるための二次避難所や福祉避難所等について、福祉施設等へ協力の働きかけを行ってまいります。
- 街頭犯罪被害や悪質商法等の消費者被害の防止のため、警察や消費生活センター、鉾田地区防犯協会、防犯ボランティア団体等と連携し、普及啓発活動の推進を図ります。

(3) 行政サービス等における配慮の促進

【現状と課題】

平成28年4月に施行される障害者差別解消法においては、行政機関等が、その事務又は事業を行うにあたり、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととされました。

また、平成25年6月に施行された改正公職選挙法において、成年被後見人の選挙権が回復したことにより、代理投票における補助者の要件の適正化等、選挙の公正な実施確保のための改正が行われました。

こうした方向性を踏まえ、障害者が適切な配慮を受けることができるよう、窓口等の体制づくりに努めるとともに、選挙等における情報提供の充実や投票所の段差解消等の投票環境の整備を図っていきます。

施策の展開

- 市職員等へ、障害についての理解を深めるための方策を促進し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。
- 期日前投票及び不在者投票や点字による投票等、法令に基づく制度の周知、選挙に関する情報提供の充実を図るとともに、選挙事務従事者への指導を行います。
- 国政選挙及び県知事選挙等で作成される点字又は音声による「選挙のお知らせ版」について、要望に応じて提供できるよう体制整備に努めます。
- 障害者の投票を促進するため、簡易スロープの整備等、投票しやすい環境づくりを推進します。

4 個性に応じた療育・保育・教育を進めるために

(1) 療育・保育体制の充実

【現状と課題】

障害児の支援については、平成24年4月の児童福祉法の改正により、国による障害児への福祉サービスは、身近な地域で支援を受けられるよう、どの障害にも対応できるようにするとともに、引き続き障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、質の確保を図ることになりました。

これにより、保健・医療、福祉、子育て、教育等の関係各課、関係機関等の連携を強化した総合的な支援体制づくりが求められています。

また、年齢に応じた切れ目のない支援を実現するため、障害のある子ども達の受け入れ体制の充実に努めるとともに、多様なニーズに対応できる相談体制等の整備を図っていく必要があります。

施策の展開

- 特別な支援を必要とする乳幼児、児童・生徒への支援における各機関等の相互理解を深め、一貫した支援が図れるよう、関係機関のネットワーク構築に努めます。
- 障害のある子どもの保育所（園）、幼稚園での受け入れ体制の整備促進に努め、受け入れ可能な体制の拡大を図ります。
- 障害児保育や障害児のいる家庭の教育相談体制の充実に努めていきます。
- 育児相談や健康診断等の充実に図り、乳幼児期から学校卒業まで、継続した支援が行えるよう体制の充実に努めてまいります。
- 障害のある子ども（発達障害児や療育の必要性が認められた児童を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得及び集団生活への適応訓練を行う、児童発達支援事業を推進します。
- 就学中の障害児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する放課後等デイサービス事業の充実に図ります。

(2) 教育の推進

【現状と課題】

障害のある子どもが、いきいきと学ぶことができるように、適切な教育支援を行っていくことが重要です。そのためには、障害のある児童・生徒一人ひとりの多様な支援ニーズを把握し、障害の状況や教育の場に応じた指導方法や学習環境の工夫改善を図っていくとともに、多様な学びの場の整備・確保をしていくことが重要です。

人々が互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障害のある子どもに関わる全ての人々が、その多様な特性について理解を深めるとともに、教職員への研修や適切な教育相談体制の充実等、障害理解の啓発と十分な支援体制の整備を図る必要があります。

施策の展開

- 特別支援教育の推進のため、関係機関との連携強化に努め、教職員の研修事業等、関連施策の充実を図っていきます。
- 教育相談について、今後も継続して実施していくとともに、個別の教育支援計画の策定を推進していきます。
- 障害のある児童・生徒の就学を促進するため、障害のある児童・生徒が利用しやすい施設・設備の改善、環境整備を推進します。
- 一人ひとりの生徒の特性に応じた適切な進路を支援するため、教育、福祉、就労等の関連部門の連携を強化し、進路指導の充実を図ります。
- 児童生徒が障害についての理解を深め、人格と個性を尊重し合いながらともに学ぶことができるよう、交流や共同学習の充実に努めます。
- 共生社会の実現のため、統合教育（インクルージョン教育）検討してまいります。

5 自立や社会参加を進めるために

(1) 就労の支援

【現状と課題】

就労や就業への支援は、障害者が地域で自立した社会生活を送るうえで、経済的な面だけでなく、働くことによって、生きがいにつながるなど、非常に重要な施策となります。法定雇用率の引き上げなど、国においても積極的な障害者雇用対策が進められており、今後も国・県の雇用促進事業や関係機関との連携のもと、障害者の就労や就労の継続につながる適切な支援体制を構築していくことが必要です。

アンケート調査の結果をみると、現在働いている障害者は全体で23.9%で、およそ4人に1人が何らかの職に就いている状況です。また、就労移行支援・継続支援等の福祉的就労に就いていると答えた方は、全体の10.0%となっています。

今後も、障害者の就労機会の拡大に向け、職業訓練や求職に対する支援、障害の特性や状態に応じた多様な就労形態への支援や職場における理解の促進など、関係機関と連携を取りながら、障害者が就労しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

施策の展開

- ハローワーク等の労働行政機関や特別支援学校等の教育機関とも連携しながら、就労を希望する障害のある方への支援や事業主への理解促進を図ります。
- 就労機会の支援として、ハローワークと連携を図り、企業等の求人情報を提供し、就労相談に応じます。また、関係機関に働きかけ、適切な求人・求職者情報が提供できるよう、環境づくりに努めます。
- 企業等において障害を理由とした雇用差別等がないよう、障害者採用企業等の労働条件の改善を働きかけていきます。
- 障害者の就労機会の拡充や、福祉的就労における工賃水準引き上げにつながるよう、「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、本市における障害者就労施設等からの物品の調達方針を定めるとともに、障害者就労施設等の製品の販売支援の促進に努めます。

(2) 経済的自立の支援

【現状と課題】

一人で生活していけるだけの収入を得ることは、障害者が自立するうえで最も大切なことです。

アンケート調査の結果をみると、主な生活費は「障害者年金」が26.4%と最も多くなっている一方、自身の就労による収入が12.7%となっています。

障害者の困窮を防ぎ、経済的な自立を支援するために、各種年金や手当についての周知を図ってまいります。

施策の展開

- 各種年金、手当等の制度の周知徹底を図ります。また、それらの制度が活用できるよう相談体制を充実させます。
- 就労を希望する障害者に対しては、就労移行支援や就労継続支援などの福祉サービスの提供体制の確保に努めます。

6 健やかに暮らすために

(1) 障害の早期発見、早期療育の推進

【現状と課題】

障害のある子ども達が健やかな生活を送るためには、保護者への適切な支援ができる体制整備や発達段階に応じた適切な療育体制の整備が必要です。特に、発達に心配や不安のある子どもが増える中で、保健・医療・福祉と教育の連携による個別指導など、早期の療育の重要性が高まってきています。

今後も、乳幼児健診等の母子保健の充実を図るとともに、相談機関や医療機関の連携のもと、障害の早期発見や早期療育が可能となるよう支援体制の整備を進めていきます。

施策の展開

- 乳幼児の健診を充実させ、障害の早期発見に努めるとともに保健・医療・福祉と教育関係機関との連携を図り、地域一体となった療育システムの確立を図ります。
- 障害の原因となる疾病の予防と治療のために、周産期の健康管理、健康教育の充実を図ります。
- 乳幼児健康診断、基本健康診断、その他の各種健診等により、疾病の早期発見に努めてまいります。

(2) 障害者の健康づくり

【現状と課題】

障害者が地域で生活していくためには、継続したリハビリテーションと連携した在宅医療による健康の維持が必須となります。また、障害の種類や程度によっては医療依存度が高くなるため、医療費の助成等の経済的な支援も必要です。アンケート調査の結果をみると、定期的に医師による診察を「受けている」と回答した人は78.5%と8割近くに上ります。

今後も、市民向けの健康診断、健康相談・健康教室や学校保健等の充実を図り、生活習慣の改善や障害の早期発見・早期対応につながるよう、健康づくり支援施策を推進していくとともに、各関係機関と連携を取りながら、医療費の助成や健康等に関する知識の普及啓発に取り組んでいきます。

施策の展開

- 障害の原因となる疾病の予防啓発を行います。また、障害を理由に増大する医療費の経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。
- 既存の障害（一次障害）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障害）を生み出さないために、適切な治療やリハビリテーション、生活、労働の環境についての正しい知識の普及を図り、環境の整備に努めます。
- 医療圏をふまえ、市民が医療を受けるための相談窓口を充実させるとともに、新たに障害者の範囲に加えられた難病患者等を含めた支援を必要とする方が安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の関係機関の連携を図っていきます。

(3) 精神保健施策の充実

【現状と課題】

精神障害者の支援のためには、精神疾患が適切な治療により症状の安定や治癒が可能であるという、精神障害に対する正しい理解を促進することが重要です。そのためには、広報活動による普及啓発に加え、心の健康相談や訪問相談などを通じ、精神障害者が早期に適切な治療に結びつくための精神保健施策の充実が不可欠です。

また、日常的な相談体制の充実に加え、休日や夜間など、緊急に相談・受診等を必要とする方への対応体制の確保など、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制の整備・充実に努めていく必要があります。

施策の展開

- 医療機関をはじめとした関係機関との相談支援等を充実し、病気に対するサポート体制の構築を図るとともに医師の確保に努めます。
- 保健師等による訪問指導を積極的に行い、精神障害者が早い段階で適切な治療につながるよう、引き続き支援を実施していきます。
- 精神保健の知識啓発に努め、偏見がなくなるよう努めます。
- 受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院と社会復帰を促進するため、地域移行支援・地域定着支援事業の推進を図ります。

7 情報のバリアをなくすために

(1) 情報提供の充実

【現状と課題】

障害者が自立した日常生活および社会生活を送るためには、サービスや制度についての適切な情報が必要です。特に、福祉サービス等については、いつでもどこでも必要なときに、適切な情報が得られ、ニーズに応じたサービスを選択できる体制を充実させていくことが求められています。

また、行政、障害者団体、サービス提供事業者などとの情報の共有化についても、今後はますます重要となってきます。

今後も、障害者に情報を分かりやすい形で提供できるように、情報の発信方法等を工夫していく必要があります。

施策の展開

- 障害者の社会参加に役立つ各種情報の提供に努めます。
- 障害福祉の制度内容をわかりやすく説明した「福祉のしおり」を配布して、事業・制度の周知を図ります。
- 視覚障害者が情報等の入手を容易にできるよう情報の提供方法を工夫し、必要な情報が行き渡るよう支援していきます。
- 銚田市地域自立支援協議会など、障害者団体やサービス事業者等との意見交換の場を通じ、サービスや制度に関する情報の提供を行うとともに、本市の障害者をめぐる状況の把握と共有化に努めます。

(2) コミュニケーション支援体制の充実

【現状と課題】

視覚・聴覚障害のある方の自立した社会生活を促進するためには、意思疎通が困難な障害者に対する理解を深めるとともに、サービスの提供によるコミュニケーションの補完が求められます。

そのために、手話通訳者派遣事業等を活用し、コミュニケーションが困難な障害者が適切な情報を手に入れられるように支援していくことが必要です。

施策の展開

- 個人や団体からの要請に応じて、手話通訳者や要約筆記者等を派遣し、コミュニケーション補完の支援に努めます。
- 手話奉仕員養成研修事業により、聴覚障害者等との交流活動の促進や、市の広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成を図ります。
- 視覚障害や聴覚障害等により、情報の取得が困難な人が、日常生活の中での的確に情報提供を受けられるよう支援体制の充実を図ります。

第 5 章

サービスの見込量と確保の方策

1 平成29年度に向けた目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針によれば、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、平成29年度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を設定することとされています。

数値目標の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12パーセント以上が地域生活へ移行するとともに、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4パーセント以上削減することとし、さらに第3期計画における数値目標の未達成割合に相当する人数を、新たに設定する目標数値に加えて算定しています。

図表5-1 施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値	備考
平成25年度末の施設入所者数（A）	96人	平成26年3月31日の人数
【目標値】地域生活移行者（B）	19人	平成29年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数
新たな施設入所支援利用者（C）	9人	平成29年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成29年度末の入所者数（D）	86人	平成29年度末の利用人員見込み（A-B+C）
【目標値】入所者削減見込み（E）	10人	差し引き減少見込み数（A-D）

【地域生活への移行に向けた取り組み】

施設入所者の地域生活移行を進めるために、グループホームや一般住宅等の居住の場を確保するとともに、相談支援事業等を利用しながら、地域生活へスムーズに移行できるような支援体制を整備します。また、地域生活へ移行した後も希望や特性に合った日中活動ができるように、障害福祉サービスの充実や地域にある資源の活用を図ります。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域生活への移行については、第4期計画の策定に当たり、「入院後3ヶ月時点の退院率の上昇」「入院後1年時点の退院率の上昇」「長期在院者数の減少」という3つの目標が、国指針により示されています。これらの数値目標に関しては、都道府県においてそれぞれ見込み数を算出し、市町村ごとにその数が按分されることになるため、市町村においては第4期計画の目標は「定めない」とこととされました。

なお、目標値としての設定は行いませんが、国や県の実施する「精神障害者地域移行支援・地域定着支援事業」等とも連携しながら、退院後の地域生活に必要な訓練を入院中から行い、地域生活への移行を円滑に進めるための支援を今後も継続していきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

第4期障害福祉計画では、サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を、市町村または各都道府県が定める障害福祉圏域において、整備を進めることが国指針により求められています。この体制整備に関しては、地域の実情に応じ、複数の機関が分担して機能を担う体制も可能とされています。

図表5-2 地域生活支援拠点等の整備目標

項目	備考
【目標値】拠点数	圏域の各市、各団体・事業所等の関係機関と協議・連携し、拠点の整備に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 就労移行支援事業所等を通じて、平成29年度中に一般就労する者の数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。国の指針では、平成29年度中に一般就労へ移行する者の数を、平成24年度実績の2倍以上とすることが目標とされています。これに基づき、本市では次のとおり目標値を設定します。

図表5-3 福祉施設から一般就労への移行目標

項目	数値	備考
年間一般就労者数	3人	平成24年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	6人	平成29年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数

② 就労移行支援事業の利用者数等

ア. 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成25年度末の利用者数の6割以上増加することを目指します。

図表5-4 就労移行支援事業利用者数の数値目標

項目	数値	備考
就労移行支援事業利用者数	36人	平成25年度末の就労移行支援事業利用者数
【目標値】就労移行支援事業利用者数	57人	平成29年度末の就労移行支援事業利用者目標数

イ. 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

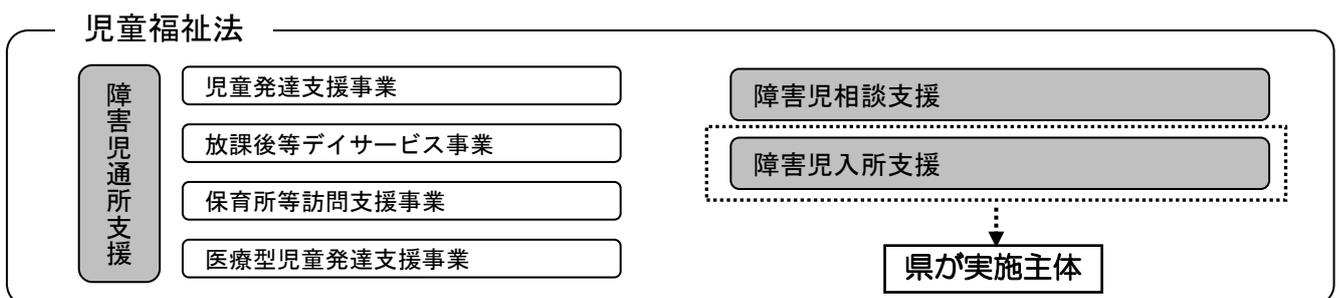
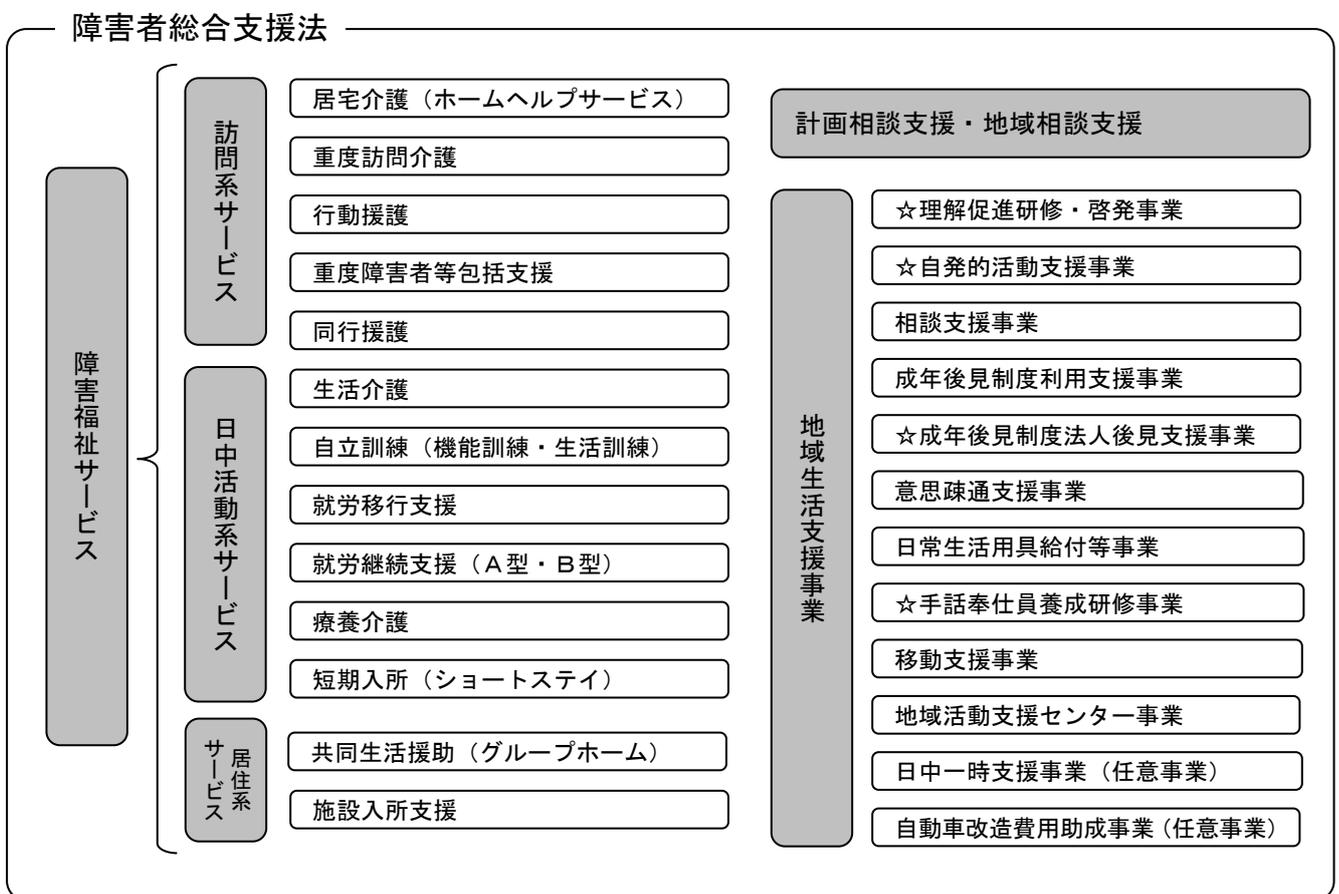
国の指針では、平成29年度末において、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を、全体の5割以上とすることを目指すとされています。現在市内には就労移行支援事業所が2か所あるため、そのうち1か所以上は就労移行率が3割以上となることを目指します。

2 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法においては、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」が定められており、さらに、市が実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。加えて、第4期計画からは、児童福祉法に基づく障害児支援サービスについても、各関係機関と連携し、体制整備の推進を図ることとされています。

図表5-5 障害福祉サービスの体系

☆新事業



3 訪問系サービスの見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービスの見込量

利用実績をみると、利用量及び利用人数はいずれも増加傾向にあることから、その伸び率に基づき、見込量を設定します。

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

「居宅介護」（ホームヘルプサービス）は、障害程度区分が区分1以上（児童にあってはこれに相当する状態）の人が対象となり、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、通院時における介助等、生活全般にわたる援助を行うものです。

② 重度訪問介護

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由の人や重度の知的、精神障害のために行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護を総合的に行うものです。

③ 同行援護

「同行援護」は、視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出先における移動中に必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行うものです。

④ 行動援護

「行動援護」は、知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有した常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を行うものです。

⑤ 重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する障害程度区分が区分6の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供するものです。

図表5-6 訪問系サービスの見込量

訪問系サービス	単位	第3期実績値			第4期見込量		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 (見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第3期見込時間数	時間/月	1,061	1,089	1,166	-	-	-
第3期実績時間数 第4期見込時間数	時間/月	958	1,086	1,207	1,250	1,300	1,350
第3期実績利用人数 第4期見込利用人数	人/月	50	46	47	50	52	54

(2) 訪問系サービスの確保の方策

障害者が安心して在宅生活を送れるよう、今後増大が見込まれるサービス量について、サービス提供事業所が必要なサービス量を確保できるよう連絡・連携体制を強化し、状況によっては定期的な協議の場も検討します。

また、さまざまな障害の特性に配慮したサービスの提供が行われるよう、事業所と連携しながら、サービス提供者の資質の向上にも取り組みます。

4 日中活動系サービスの見込量と確保の方策

(1) 日中活動系サービスの見込量

① 生活介護

「生活介護」は、常に介護が必要な人に、主に日中において、入浴、排せつ、食事等の介護や、創作的な活動、生産活動等の機会を提供するものであり、障害程度区分が区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）の人が対象となります。（障害者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上の人が対象）

生活介護の利用状況をみると、平成24年度以降、実績サービス量・実績利用人数ともに大幅に増加しています。今後も、新規利用者が見込まれること等を考慮して、見込量を設定します。

図表5-7 生活介護の見込量

生活介護	単位	第3期実績値			第4期見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第3期見込サービス量	延べ人数／月	2,388	2,487	2,587	-	-	-
第3期実績サービス量 第4期見込サービス量	延べ人数／月	2,552	2,724	2,847	2,898	3,024	3,171
第3期実績利用人数 第4期見込利用人数	人／月	116	125	132	138	144	151

② 自立訓練（機能訓練）

「自立訓練（機能訓練）」は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・回復等の支援を行うものです。今後の社会情勢を考慮し、見込量を設定します。

図表5-7 自立訓練（機能訓練）の見込量

自立訓練(機能訓練)	単位	第3期実績値			第4期見込量		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 (見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第3期見込サービス量	延べ人数 /月	20	20	20	-	-	-
第3期実績サービス量 第4期見込サービス量	延べ人数 /月	0	0	7	21	21	21
第3期実績利用人数 第4期見込利用人数	人/月	0	0	1	1	1	1

③ 自立訓練（生活訓練）

「自立訓練（生活訓練）」は、知的障害者や精神障害者に、自立した日常生活を営むために必要な、入浴、排せつ、食事等に関する訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うものです。日中に訓練を受けるものと、居住の場における生活能力等の訓練を行う「宿泊型自立訓練」があります。

自立訓練（生活訓練）の利用状況をみると、年により変動がありますが、一定の人数が見込まれることを考慮して、見込量を設定します。

図表5-8 自立訓練（生活訓練）の見込量

自立訓練(生活訓練)	単位	第3期実績値			第4期見込量		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 (見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第3期見込サービス量	延べ人数 /月	66	66	66	-	-	-
第3期実績サービス量 第4期見込サービス量	延べ人数 /月	97	23	0	42	42	42
第3期実績利用人数 第4期見込利用人数	人/月	5	1	0	2	2	2

④ 就労移行支援

「就労移行支援」は、就労を希望する65歳未満の障害者を対象に、定められた期間において、生産活動、職場体験等の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上等の訓練、求職活動の支援、職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行うものです。

就労移行支援の利用状況をみると、実績サービス量・実績利用人数ともに見込量を上回っていることや、国指針で示された数値目標を勘案し、平成27年度以降の見込量を設定します。

図表5-9 就労移行支援の見込量

就労移行支援	単位	第3期実績値			第4期見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第3期見込サービス量	延べ人数／月	420	460	500	-	-	-
第3期実績サービス量 第4期見込サービス量	延べ人数／月	644	702	644	680	768	855
第3期実績利用人数 第4期見込利用人数	人／月	33	36	32	40	48	57

⑤ 就労継続支援（A型）

「就労継続支援（A型）」は、企業等に就労することが困難な障害者で継続して就労することが可能な人に、原則雇用契約に基づいた工賃を得ながら、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うものです。

就労継続支援（A型）の利用状況をみると、実績サービス量は、横ばいであるため、以下のように見込量を設定します。

図表5-10 就労継続支援（A型）の見込量

就労継続支援（A型）	単位	第3期実績値			第4期見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第3期見込サービス量	延べ人数／月	23	23	23	-	-	-
第3期実績サービス量 第4期見込サービス量	延べ人数／月	45	22	23	23	23	23
第3期実績利用人数 第4期見込利用人数	人／月	2	1	1	1	1	1

⑥ 就労継続支援（B型）

「就労継続支援（B型）」は、年齢、心身の状態等の理由で、企業等に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。

就労継続支援（B型）の利用状況をみると、第3期期間中に実績サービス量・実績利用人数ともに増加傾向を示しています。利用者の増加する割合やサービス提供事業所の意向を考慮して、見込量を設定します。

図表5-11 就労継続支援（B型）の見込量

就労継続支援（B型）	単位	第3期実績値			第4期見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第3期見込サービス量	延べ人数／月	456	475	494	-	-	-
第3期実績サービス量 第4期見込サービス量	延べ人数／月	663	836	974	1,029	1,071	1,092
第3期実績利用人数 第4期見込利用人数	人／月	32	40	47	49	51	53

⑦ 療養介護

「療養介護」は、医療を要する障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うものであり、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行う障害程度区分が区分6の人、筋ジストロフィー患者または重症心身障害者で障害程度区分が区分5以上の人が対象となります。

利用者については、以下のように見込量を設定します。

図表5-12 療養介護の見込量

療養介護	単位	第3期実績値			第4期見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第3期見込サービス量	延べ人数／月	88	88	88	-	-	-
第3期実績サービス量 第4期見込サービス量	延べ人数／月	116	124	124	124	124	124
第3期実績利用人数 第4期見込利用人数	人／月	4	4	4	4	4	4

⑧ 短期入所（ショートステイ）

「短期入所（ショートステイ）」は、居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者に、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行うものです。

短期入所（ショートステイ）の利用状況をみると、実績サービス量に関しては減少傾向となっておりますが、実績利用人数は横ばいの状況です。今後もサービス提供事業所の意向を考慮するとともに、一定の利用希望があることを想定して、見込量を設定します。

また、第4期の見込みは、福祉型と医療型に分けて見込んでおります。

図表5-13 短期入所（ショートステイ）の見込量

短期入所 （ショートステイ）	単位	第3期実績値			第4期見込量		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 （見込）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第3期見込サービス量	人日/月	222	245	257	-	-	-
第3期実績サービス量 第4期見込サービス量	人日/月	218	198	128	福祉型 120 医療型 60	福祉型 140 医療型 70	福祉型 160 医療型 80
計		218	198	128	180	210	240
第3期実績利用人数 第4期見込利用人数	人/月	17	16	16	福祉型 12 医療型 6	福祉型 14 医療型 7	福祉型 16 医療型 8
計		17	16	16	18	21	24

（2）日中活動系サービスの確保の方策

日中活動系サービスの利用を希望する障害者に対し、適切にサービスを提供していくためには、利用者ニーズを的確に把握した上で、今後見込まれる特別支援学校の卒業者や地域生活へ移行する精神障害者等の新規増を勘案し、各事業所とのさらなる連携体制の充実を図っていくことが重要です。

また、利用者が必要とするサービスを適正な量で提供できるよう、近隣市町村とも協力し合いながら、市の枠を超えて利用しやすい環境づくりに取り組みます。

5 居住系サービスの見込量と確保の方策

(1) 居住系サービスの見込量

① 共同生活援助（グループホーム）

「共同生活援助（グループホーム）」は、障害のある方に、共同生活を営むべき住居において、主に夜間、相談その他の日常生活上の援助を行うものです。

今後の施設入所者からの移行や新規利用のニーズ、事業所の意向を考慮して、見込量を設定します。

図表5-14 共同生活援助の見込量

共同生活援助	単位	第3期実績値			第4期見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第3期見込サービス量	人/月	45	51	57	-	-	-
第3期実績サービス量 第4期見込サービス量	人/月	48	57	62	64	67	70

② 施設入所支援

「施設入所支援」は、施設に入所する必要がある障害者に、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他日常生活上の支援を行うものです。

国指針で示された数値目標を勘案し、見込量を設定します。

図表5-15 施設入所支援の見込量

施設入所支援	単位	第3期実績値			第4期見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第3期見込サービス量	人/月	93	91	89	-	-	-
第3期実績サービス量 第4期見込サービス量	人/月	95	96	96	93	89	86

(2) 居住系サービスの確保の方策

地域での生活を望む障害者に対して、グループホームは重要な社会資源のひとつです。地域住民との交流を図りながら、適切な日常生活上の援護や自立生活への助長が図れるよう支援するとともに、適切な施設入所支援が行われるよう配慮します。

6 相談支援サービスの見込量と確保の方策

(1) 相談支援サービスの見込量

① 計画相談支援

「計画相談支援」は、利用する障害福祉サービス等の内容を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行うもので、サービスを利用する全ての障害者が対象となります。また、サービスの内容が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。

利用者については、以下のように見込量を設定します。

図表5-16 計画相談支援利用者の見込量

計画相談支援	単位	第3期実績値			第4期見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第3期見込利用人数	実利用者数	180	240	300	-	-	-
第3期実績利用人数 第4期見込利用人数	実利用者数	22	42	200	300	315	330

② 地域相談支援（地域移行支援）

「地域移行支援」は、施設・精神科病院に入所・入院している障害者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。

利用者については、以下のように見込量を設定します。

図表5-17 地域移行支援利用者の見込量

地域移行支援	単位	第3期実績値			第4期見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第3期見込利用人数	実利用者数	3	3	3	-	-	-
第3期実績利用人数 第4期見込利用人数	実利用者数	0	0	0	2	2	2

③ 地域相談支援（地域定着支援）

「地域相談支援」は、居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行うものです。

利用者については、以下のように見込量を設定します。

図表5-18 地域定着支援利用者の見込量

地域定着支援	単位	第3期実績値			第4期見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第3期見込利用人数	実利用者数	1	1	1	-	-	-
第3期実績利用人数 第4期見込利用人数	実利用者数	0	0	0	2	3	4

（2）相談支援事業の確保の方策

相談支援事業の内容の周知を図り、気軽に相談できるような環境を作ることや、利用者個々の状況に応じた適切なケアマネジメントの実施やモニタリングができるよう、相談支援専門員の養成や体制の充実に努めます。

7 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

地域生活支援事業の見込量については、各利用実績に基づき、見込量を設定します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

図表5-19 理解促進研修・啓発事業の見込量

相談支援事業	第3期実績値			第4期見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実施の有無	-	-	-	実施予定	実施予定	実施予定

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（家族会、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

図表5-20 自発的活動支援事業の見込量

相談支援事業	第3期実績値			第4期見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実施の有無	-	-	-	実施予定	実施予定	実施予定

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、障害者及び家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うものです。

第4期計画では、引き続きこれらの事業を継続するとともに、広域的な課題に対応するため、県及び近隣自治体との連携をさらに強化し、障害者及び家族からの相談への対応や、積極的な周知による事業の有効な活用に努めます。

図表5-21 相談支援事業の見込量

単位：か所

相談支援事業	第3期実績値			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施箇所数	2	2	2	2	2	2

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障害のある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

図表5-22 成年後見制度利用支援事業の見込量

単位：人/年

相談支援事業	第3期実績値			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施者数	-	-	-	2	2	2

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の支援対策を検討してまいります。

図表5-23 成年後見制度法人後見支援事業の見込量

相談支援事業	第3期実績値			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施の有無	-	-	-	検討	検討	実施予定

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者の派遣等を行います。

図表5-24 意思疎通支援事業の見込量

単位：人／年

意思疎通支援事業	第3期実績値			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(利用件数)	21	15	30	30	35	40
手話通訳者設置事業(実設置人数)	-	-	-	検討	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

特に「排泄管理支援用具」の利用実績が多く、引き続き利用の増加が見込まれます。在宅の障害者の日常生活の便宜を図るため、今後も制度の周知を図りながら一層の利用促進に努めます。

図表5-25 日常生活用具給付等事業の見込量

単位：件／月

日常生活用具給付等事業	第3期実績値			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	5	6	4	5	6	7
自立生活支援用具	10	7	3	5	5	5
在宅療養等支援用具	1	3	4	5	6	7
情報・意思疎通支援用具	4	5	5	5	6	6
排泄管理支援用具	728	773	780	800	828	856
居宅生活動作補助用具	1	2	1	2	2	2

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進等のための支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

図表5-26 手話奉仕員養成研修事業の見込量

単位：人／年

手話奉仕員養成研修事業	第3期実績値			第4期見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
講習修了見込者数	-	-	-	4	4	4

(9) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体障害、知的障害、精神障害のある人や障害のある児童を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

障害者が積極的に社会に参画できる手段として、利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施すること等を含めて、引き続き移動支援の充実に努めます。

図表5-27 移動支援事業の見込量

単位：人／月、時間／月

移動支援事業	第3期実績値			第4期見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 (見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用人数	18	13	5	5	5	5
延べ利用時間数	301	473	250	250	250	250

(10) 地域活動支援センター

「地域活動支援センター」は、障害者を対象に、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などに関する事業を、地域の実情に応じて柔軟に実施するものです。社会参加の場として認知が進んだことを背景に、利用実績は安定しています。

図表5-28 地域活動支援センターの見込量

単位：人/月

地域活動支援センター	第3期実績値			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	28	28	25	25	25	25
箇所数	3	3	3	3	3	3

(11) その他の事業

その他の事業として、「日中一時支援事業」「自動車改造費用助成事業」を実施し、以下のとおり見込量を定めます。

図表5-29 その他の事業の見込量

単位：人/月

その他の事業	第3期実績値			第4期見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業 実利用人数	30	38	30	30	30	30
自動車改造費用助成事業 実利用人数	1	2	1	2	2	2

8 障害児支援サービスの見込量と確保の方策

(1) 障害児通所支援の見込量

① 児童発達支援

「児童発達支援」は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うものです。

② 放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」は、授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うものです。

③ 保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」は、保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

④ 医療型児童発達支援

「医療型児童発達支援」は、児童発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）と治療を行うものです。

図表5-30 障害児通所支援の見込量

障害児通所支援	単位	第4期見込量			内訳
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
第4期見込サービス量	時間/月	132 105 1	144 112 1	156 119 1	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
計		238	257	276	
第4期見込サービス量	時間/月	20	20	20	医療型児童発達支援
第4期見込利用人数	人/月	11 15 1	12 17 1	13 17 1	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
計		27	30	31	
第4期見込利用人数	人/月	1	1	1	医療型児童発達支援

(2) 障害児相談支援の見込量

「障害児相談支援」は、障害児通所支援を利用するすべての児童に障害児支援利用計画を作成し、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）や事業者等との連絡調整などを行うものです。

図表5-31 障害児相談支援の見込量

障害児相談支援	単位	第4期見込量		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第3期実績利用人数 第4期見込利用人数	人/年	17	19	21

(3) 障害児支援サービスの確保の方策

障害児が必要な支援を受けることができるよう、教育・保育等の関係機関と連携し、サービスの充実に努めるとともに、障害児相談支援事業者と連携して事業を実施していきます。

第 6 章

計画の推進体制等

1 計画の推進体制

(1) 市民参画による施策の推進

地域における福祉を充実させるため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア、当事者団体、障害者支援団体、社会福祉協議会等の関係者及び関係機関と連携に努め、当事者のニーズを反映した施策の推進にあたります。

(2) 関係機関における連携

障害者に関する各種施策の展開については、福祉・保健・医療・教育をはじめ、庁内の関係各課との連携を図りつつ、より効果的・効率的なサービスの提供に努めます。

また、広域的に対応すべき施策については、国・県及び他市との密接な連携を図りながら、施策を推進します。

(3) 計画推進のための協議会の活用

本計画の施策やサービスの実効性を高め円滑な推進を図るために、「鉾田市地域自立支援協議会」を活用し、計画の進捗状況等の評価及び課題事項の検討等を行います。

(4) 財源の確保と適正な受益者負担

現状のサービス内容の見直しを常に行って、適正な受益者負担に配慮するとともに、限りある人員と財源を適切に配分し、優先順位や事業効果、必要性について十分に検討のうえ実施します。

2 計画の進捗管理体制

銚田市地域自立支援協議会において「PDCAサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、成果目標・活動指標等に関する実績を把握し、分析・評価を行います。

計画の進捗や効果の評価結果、今後の社会情勢の変化や新たな国・県の施策、近隣市や市内の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。

■ 成果目標と活動指標

成果目標	活動指標
<u>①施設入所者の地域生活への移行（継続）</u> ・ 地域生活移行者の増加 ・ 施設入所者の削減	・ 生活介護の利用者数、利用日数 ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ・ 就労移行支援の利用者数、利用日数 ・ 就労継続支援の利用者数、利用日数 ・ 短期入所の利用者数、利用日数 ・ 共同生活援助の利用者数 ・ 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数 ・ 施設入所支援の利用者数
<u>②入院中の精神障害者の地域生活への移行（都道府県のみが定める）</u>	・ 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数 ・ 就労移行支援の利用者数、利用日数 ・ 就労継続支援の利用者数、利用日数 ・ 短期入所の利用者数、利用日数 ・ 共同生活援助の利用者数 ・ 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
<u>③障害者の地域生活の支援（新規）</u> ・ 地域生活支援拠点の整備を図る	
<u>④福祉施設から一般就労への移行</u> ・ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 ・ 就労移行支援事業の利用者の増加 ・ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加	・ 就労移行支援の利用者数、利用日数 ・ 就労移行支援事業から一般就労への移行者数

銚田市第3期障害者基本計画
銚田市第4期障害福祉計画

発 行 平成27年3月

企画・編集 銚田市

〒311-1592

茨城県銚田市銚田1444-1

TEL0291-33-2111